

平成 21 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 5 日）

平成 21 年 9 月 17 日（木曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 伏谷 修一

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

会計管理者 本郷 義博

室長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 鈴木 学

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

税務課長 菅野 敏

収納課長補佐 千葉 康志

商工観光課長 佐藤 慶輝

市民課長 加川 昭

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

介護福祉課長 鈴木 博子

国保年金課長 大森 晃

健康課長 紺野 哲哉

建設部副理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

道路公園課長 鈴木 弘章

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

管理課長 小幡 誠志

下水道課長 櫻井 友巳

選挙管理委員会事務局長 鈴木 典男

監査委員事務局長 大友 辰夫

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 9 時 59 分 開議

- 議案第 68 号 平成 20 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 一般会計
- 歳出質疑 第 10 款教育費～第 14 款予備費

○伏谷委員長

皆さん、おはようございます。

若干定刻より前ではございますが、5 日目の決算特別委員会に入らせていただきます。

本日、米澤委員から会議におくれるとの連絡がございましたので、御報告申し上げます。

ただいまの出席委員は 20 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

議案第 68 号 平成 20 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、昨日に引き続き、一般会計歳出第 10 款教育費から第 14 款予備費までの質疑を行います。

その前に、昨日質疑のございました昌浦委員、中村委員、佐藤委員に対し、それぞれ副教育長、学校教育課長から答弁を求められてますので、これを許可いたします。

初めに、昌浦委員の質疑に対して副教育長からお願いします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

昨日、昌浦委員の方から各中学校に琴は配置されているのか、整備されているのかというふうな御質問がありましたので、そのことについてお答えさせていただきます。

4校ともすべて配置、整備されております。ただし、台数につきましては、それぞれ多少ばらつきがございます。多賀城中学校では8台、8琴というんですかね、第二中学校では2台、東豊中学校で2台、高崎中学校で10台というふうなことでございます。

そのほかにも和楽器としまして、参考まででございますが、三味線や尺八を整備している学校もあるようでございます。以上でございます。

○昌浦委員

きのう、申し上げたこととまた重複して恐縮なんですけれども、やはり西洋音楽と日本の伝統的な楽器を使つての音楽というのは、両方やはり若いうちに耳に親しんでおくということが人生の中においていろんな幅広いオプションが備わって展開できるんじゃないかと私思うんですよ。でなんですけれども、この台数とか何かをお聞きした後に、続いて質問したいことがあったものですから、させていただきたいと思います。

確かに台数といったらいいのか、何と読むのかわかりませんが、ばらつき確かにありますが、これ授業とか何かでその楽器に親しむ、そして、それを音楽の先生が教えていただいているんでしょうか。その辺はどうなんですか、つかんできますか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

音楽担当の先生が授業の中でやっているようでございます。なお、音楽の先生すべてが、例えばそういった和楽器に精通しているかというふうなことになる、いささか疑問な点もありますが、きのうちょっと調査してみましたら、やはり和楽器、琴が少ない学校は、逆にクラシックギターの台数が多いという結果になっております。したがって、多少のばらつきがあろうかと思えます。

なお、これちょっと参考まででございますが、ちょっと私もそういうサークルに参加しておりまして、私どもの仲間が多賀城中学校の方に行つて、三味線、尺八、そういったものを、昨年、おとしですか、学校の方で授業で行つて演奏をさせて授業で活用いただいたという事例がございます。以上です。

○昌浦委員

次に聞こうと思ったことをおっしゃっていただいて、すばらしい答弁だなと思えます。

確かに音楽の先生だって得手、不得手はございます。そういう場合、やはり今副教育長さんがおっしゃたような、地域のそういう演奏にたけた人を講師として招いて、生徒さん方にそういう音楽に触れさせるというのも大事だと思うんです。これは学校教育課長さんにお答えいただきたいんですけれども、4中学校やはりそういう場を設定してらっしゃるんでしょうね。それを聞いて終わりにしたいんですが。

○小畑学校教育課長

その教育課程の中にも入ってございますし、音楽の先生が授業でなさっております。

○伏谷委員長

続きまして、学校教育課長の説明を求めます。

○小畑学校教育課長

昨日、中村委員さんから御質問のあった中学校の総合的な学習の時間における講師の詳細ということでした。

昨年度、報償費、謝金を払った学校は2校ございます。

まず、第二中学校でございますけれども、職業人の話を聞くということで、これはALTで来日して、その後に日本で英語教師をしているジョン・ルーカス・バレットという方が来まして、進路や学習意欲の話をしたということでした。

それから、講師を使ったのは高崎中学校、3名ございました。多賀城市の自然についてということで武田修氏ですね、みやぎ生動物保護センターの所長でございますけれども、その方が来まして話をいたしました。それから国際理解については、助産師としてインドネシアで活躍した大浪さんという方が講話をなさいました。それから、農業体験に行くわけです、高崎中学校は。その前哨戦として山形県の西川町の自然について、山形県立博物館の職員の真鍋さんという方がお話をしたということでございます。以上でございます。

○中村委員

どういことをやるか、企画ですね、企画は何を基準にしてそういう企画を設けたんでしょうか。

○小畑学校教育課長

総合的な学習は昨日もお話ししましたけれども、環境、国際理解、情報等々の観点からやるわけですが、今、学校で近々に必要だと思われることですね、教科としてなかなか扱う時間帯とれない部分がございます。そういうのを対象として扱っているわけでございます。

○中村委員

学校と社会との接点でございますので、非常にいい体験ができるように、よい企画をこれからもどんどんお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○小畑学校教育課長

もう一件ございます。昨日、佐藤恵子委員さんからの御質問があった件でございますけれども、就学援助の関係の要保護、準要保護の医療費として眼鏡は対象になるのかということで、本市では、眼鏡は対象になっていないということでございます。

○佐藤委員

対象になっているのはトラホーム、トラコームと、あと何でしたっけ。

○小畑学校教育課長

トラコーマ及び結膜炎、それから白癬、疥癬及び膿痂疹ですか、それから中耳炎、それから慢性副鼻腔炎及びアデノイド、それからう歯ですね、虫歯、それから寄生虫等で、この六つがその該当になっております。以上でございます。

○佐藤委員

トラコーマとか昔はやって、そういう流れの中でずうっと位置づけられているんですが、中耳炎や虫歯は今子供たちもかかっている子もいるかと思いますが、中ではどんどん少なくなっている病気もあるんだと思うんです。そういう中でやっぱり医者が「眼鏡

がないと勉強できないよ」といった子供の家庭が、眼鏡購入において困るような経済状態であれば、それは学校としてやっぱり援助していくという立場に立つのが当然だと私は思うんです。きょうね、新聞とかテレビで組閣が発表されまして、いろんな方が抱負を語ってらっしゃいます。そういう中でやっぱり学校の教育にどどん力を入れていこうということが、大方針として新聞にも載ってました。そういうことでは方向性も強まってくると思いますので、ぜひ本市でも眼鏡の購入、他自治体でもやっているということもありますから、そういうことでは今の子供たちの困難にこたえるということでは検討を強めていただければいいのではないかと思います。そして、さらに就学援助でも申請の、何ていうんですかね、気持ちの負担になるような、そういうところの障害は取り除いていくという方向で検討を強めていただきたいと、さらをお願いをして、終わります。

○伏谷委員長

それでは質疑を行います。挙手を願います。

○藤原委員

資料7の123ページ、128ページ、非常勤職員でなくて、学校用務員の関係です。これは小学校が123ページで、中学校が128ページなんですが、根本委員、竹谷委員から提起がありました。これは私も、もう委託されたときから一貫して問題にできまして、その認識が共有されてきたということで、大変うれしく思っております。

去年の11月28日に社会教育委員会議がやられてますが、そのときにも校長先生だと思われる委員の方が、直接指示できないので非常に不便だということを生々しく証言してますよ。ですから、この問題について私ども見直しをしていただきたいというふうに思います。既に見直す旨の答弁があったかというふうに思いますので、答弁は要りません。

それから、131ページ、社会教育委員会議の開催の問題ですが、20年度中のさまざまな検討会議を経て、先日、社会教育施設等運営改革指針というのが出されたんだというふうに思うんですよ。私、とりあえず疑問に思っているのは、社会教育施設の外部委託の問題と新しいコミュニティの形成という課題をリンクさせるのは無理があるのではないのかという認識を持っているんです。で、新しいコミュニティの形成って一体何かと。それはなかなかイメージがわからなくて、ネットで調べてましたら、8月28日に新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書というのが出まして、そこでいろんな事例を紹介しているんですね。要するに、どういうことが言われているかということ、既存の区や町内会のことをこの報告書の中では地縁団体というふうに呼んでます。既存の町内会等を地縁団体と呼んでいる。その地縁団体が、いわゆるなかなか町内会の既存の町内会に入ってこない人がいろいろ出てきたり、高齢化が進んだりというようなことで、いわゆる既存の町内会組織が弱体化しているという課題があるんだと。そういう中で新しいコミュニティの形成というのは何かと。規模としてはどういうことが考えられているかということ、いわゆる明治時代の村ですね、多賀城でいうと13の村、そういうもっと大きな形でコミュニティの形成を図る。あるいは小学校単位でそのコミュニティの形成を図る。あるいは大合併したところは、旧町村の単位でコミュニティの形成を図ると。そういう場合には地方自治法の202条の4で規定している地域自治区制度、こういう範囲ともリンクされるんじゃないかと。そのときに地方自治法の202条の5で規定している地域協議会という、市長がそこに住んでいる人を指名して地域協議会というをつくるんですけれどもね。それで、その地域自治区の中には市長が任命した職員が、地域自治区の長になるんですけれどもね。そういう範囲で新たなコミュニティの形成を図ると、いうふうないろんなケースが考えられるというふうにこれでは言っているんです。

ところが、皆さんの議論を聞いてますと、もう最初から、要するに、新しいコミュニティの形成には拠点が必要なんだと。それは大代の公民館、山王の公民館、中央公民館なんだということになってしまうと、多賀城を最初から三つにつくるんだと、そういう最初からもう枠をはめることになるわけね。特に、私は例えば西部の山王の公民館なんか考えた場合に、従来西部、西部と言ったのは浮島、市川、山王、南宮、新田、高橋、6区ですよ。多賀城の中では大きな面積で半分以上を占める面積で、人口からしても相当な面積です。こういう非常に広いところで、既存の公民館の範囲で新しいコミュニティの形成ということをお初から枠をはめれるものかどうかというのが私の非常に疑問なんです。その辺のところをどういうふうに考えているのかということなんですけれども。

○永沢生涯学習課長

私の方からはその地域コミュニティと、その公民館、地区公民館の考え方についてのみ回答させていただきますけれども、多賀城を三つに分けて、三つの公民館をコミュニティの拠点施設にしようという考えではございません、現段階では。中央公民館は社会教育委員会議の中でも統括する公民館として、地区公民館を統括する多賀城市全体の公民館として社会教育の機能を残すべきだという見解がございますので、現段階で中央公民館の機能をその地域にゆだねるという考えは現段階ではございません。したがって、大代地区と山王地区の公民館についてはそういう構想がございますけれども、大代地区公民館で試験的にやってみて、その後その山王地区公民館というのが基本的な考え方でございます。

○藤原委員

この間、説明会のときに大代や山王の公民館等についての説明を受けましたね。そのときに皆さんは、新しいコミュニティには拠点が必要なんだと。だから、公民館をコミュニティセンターにするんだと言ってるんですよ。だから、大代で成功したら、大代といっても笠神も含んでいるんでしたね。まだ笠神には全然説明してないみたいだけれども、笠神、大代で成功したら西部もやるっていうんでしょ。山王もやるっていうんでしょ。だから、私はそういう発想自体に無理がないかと。私は大代は地元の人たちがいいと言えば、合意が図られる可能性はあるかとは思ってますよ。それは地域が非常に狭いから、笠神、大代っていうね。だけれども、浮島、市川、山王、南宮、新田、高橋を、一つのコミュニティとして合意形成を図るなんていったら副市長が2人ぐらいいて、1人の副市長がそこを見るみたい、そんなでかい範囲になっちゃうでしょ、多賀城の面積からいえば。だから、私は公民館の範囲でコミュニティの形成を図るという課題は枠をはめるのは、大代はどうかかわからないけれども、山王はもうとてもとても無理な話ではないかというふうに思うんですけれども。皆さん方が言っていることからすると、コミュニティセンターを高橋に一つ、新田に一つと、こうつくっていかなきゃいけないことになっちゃうんでしょ、皆さんがこの間説明したことからいうと。私はだから生涯学習課のところでは、新しいコミュニティの形成の事業と公民館の外部委託のその必要性についてリンクした説明をしてるけれども、これはリンクできないんじゃないかと、そもそもは。そういう疑問を持っているんですけれども、再度。

○永沢生涯学習課長

大代公民館は御理解いただいたというふうに理解をさせていただいて、山王地区公民館の条例に基づくエリアがそのコミュニティの拠点としてふさわしいかどうかというのは、おっしゃるように議論があると思います。ただ、現段階では、まず大代でぜひ取り組ませていただきたいという、地域の方々と話し合いをさせていただきたいということで、その動向を見ながらということ以外、現段階ではなかなか申し上げにくいということでございます。

○藤原委員

私は新しい地域コミュニティーの形成ということ自体がどうもあやふやで、私は判断しかねているところがあるんです。だから、一生懸命勉強している最中なんだけれどもね。ただ、町内会の枠を超えた合意形成等を図っていくという点でいうと、私は笠神と大代を一つの何というか、一つの単位としてやるというものなかなか大変な話だと思うんですよ。話としては明治時代の旧村単位、いわゆる大代が一つとか、笠神が一つだとか、そういう単位ぐらいだったらまだわからないこともない。そこを単位としてそれぞれの区では対応できなかったようなことも対応してくれるような、そういう新たな組織をつくるということもあり得るかもしれない。だけれども、大代公民館一つとってみたって、笠神と大代全部ひっくめてそういうコミュニティー、新たな住民自治の組織をつくっていくということ自体も私は非常に難しいかなと思うんですね。だから、私はリンクはできないんだろうと。その公民館の範囲で新たなコミュニティーという課題をリンクさせることはできないだろうと。だから、社会教育活動が、社会教育活動ということを純粋に考えて、引き続きここでやっていけることが可能かどうかという純粋にそういう視点で私は、公民館の問題を見るべきじゃないかというふうに思っているんですが。

それから、大代のやつ理解したわけじゃないよ。疑問を持ちながら眺めているという、推移を見ているということなんでね。ちょっと今の件、どうぞ。

○永沢生涯学習課長

大変失礼いたしました。

おっしゃるように、今のその公民館の三つの公民館の枠組みでその地域のコミュニティーを考えていくというのは、私もやや無理があるのかなというふうに理解はしております。それも今後、コミュニティープロジェクトの方の動向もありますし、地域の方々の話し合いもありますし、そういうので、やがてだんだんエリアが決まりつつあるのかなというふうに理解をしておりました。

大代地区は、今はまさに大代地区と笠神地区にお話を申し上げて議論していきたいということで、場合によっては笠神が入らないという可能性も私はあると思うんです。ただ、社会教育の機能は残しますので、その場での社会教育はもちろんこれまでどおり、大代地区の方にも笠神地区の方にも御利用いただけるという前提で、お話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

○藤原委員

今に関して佐藤委員が質問があるそうですけれども、私が終わってからにしてもらいます。

じゃ、その件は佐藤委員に譲ることにしまして、それから 144 ページなんですけれども、多賀城市歴史講演会やりました。大変勉強になりましたね。多賀城の多賀がどこから来てるかと。それは結局は中国からだというお話だったんですけれども、勉強になりました。それから 155 ページで、多賀城碑重要文化財指定 10 周年記念で進藤館長さんの講演もありました。これも大変勉強になりました。

来年は遷都 1300 年なんですけど、同時に、多賀城発掘事業を開始してから 50 周年に当たります。だから、何か考えてるんじゃないかという気がするんですけれども、現時点で何か構想ありますか。

○高倉文化財課長

今委員おっしゃるように、来年は非常にそういう意味では記念の年というか、そういう年回りになりますので、当然多賀城市の行政としても、それにふさわしいような企画をしたいというふうに考えておりました、今いろいろな角度から模索をしているということでございます。県の方では、情報によりますと、奈良の方から遺物、考古資料を借用して県立博物館で大々的に奈良と多賀城展をやりたいというような計画を聞いておりますので、競合しないような形で多賀城市として何か企画をしたいというふうに考えております。予算的な問題もありますので、具体的なことについてはここではちょっと差し控えますが、いろいろな角度から検討してみたいというふうに思っております。

○藤原委員

期待してますので、頑張ってくださいと思います。

それから、145ページ、南門の復元の関係なんですけれども、これは竹谷委員の方から質問がありまして、文化財の課長から答弁がありました。多分教育長も同じ考えだと思いますので、私、南門の復元について現時点で市長がどういうふうに考えているのかということをお聞きしておきたいというふうに思うんですけれども。

○菊地市長

非常に、難問というか、難しい問題だというふうに思っております。というのは、今回の政庁の近くの南門の北側ですね、のどころの発掘調査で別の南門が見つかったということが想定されておりまして、今までとはちょっと違って、第1期目の南門というか、3期あるんでね、あれには、4期だけ。その一番最初の南門じゃないかということでございまして、ただ、今度、歴まち法の関係で2年かけて歴史的風致維持向上計画をつくるという中に、やっぱりその問題もくみしていかないとまずいだろうなということで、最終的には復元するかどうか、これは私が最終的に意思表示しなくちゃいけないのだろうというふうに思いますけれども、いろんな方々の御意見等を聞きながら、復元するかどうかというものに関して、やっぱり復元しない方がいいとおっしゃる方も随分いるんですよ。多賀城の今までの歴史が損なわれてしまうんじゃないかというふうなことをおっしゃっている方もいますし、かつて南門復元の際に、私も市議会議員でありましたけれども、私自身は復元しない方がいいんじゃないかなという思いを持った一人でございまして、その辺、本当にどっちがいいのかという問題に関しましては、私自身まだはっきりと復元した方がいいと言えないような考え持ってますので、もう少し考えさせていただきたいなというふうに思っています。以上です。

○藤原委員

史跡のまち基金だったかな、つくるときの伊藤市長の提案説明やられた文章、非常に伊藤市長の復元にかける熱意を感じる説明だったんですけども、そのとき市長、議員でいませんでしたかね。いや、非常にこの意気込みを感じる、本当に悲願で、そのためにそのお金としてこの基金をつくるんだというようなことを言っているんですよ。私はもう何十年もかけてここまで来たんだから、ちょっと市長がそういうちょっと何ていうかな、冷水、冷水まではいかないんだけど、ちょっと消極的過ぎるんじゃないかなという気はするね、これは。いよいよもって、玉川岩切線が通って、いよいよもって南北大路の障害物がほとんどなくなった。何だっけ、あそこ。佐忠荘ぐらいしか残ってないですよ。もう間もなくだあっと見渡せるようになりますよ。そういう時期になって、私はいよいよ南門復元だって意気込んでいるところかと思ったらそうじゃないんだね、市長はね。実施計画までつくっているんですよ。実施計画までつくって、そして設計図まででき上がっているんですよ。ちょっと消極的だと思うんだけど。どうですか。

それから、もう一点、外郭の南門と政庁正殿の間に門が見つかったというの、私も研究所の報告書を読んではいたんですけども、あれが第1期の南門だとは書いてなかったと思うんだけど、基本的に外郭築地の範囲というのは、東門のところで奈良時代と平安時代で多少の出入りがあるんだけど、基本的にはほかはほとんど外郭築地の位置は変わってない。だから南門の位置も第1期から第4期まで変わってないはずだって私は認識してたんですけども、さっきの話は間違いないんですか。

○高倉文化財課長

非常に学術的な話なんですけど、市長がお話しをした第1期に該当する門がありそうだというのは、実はこれはまだ正式に報告書が出ておりませんので、まだ公表にはなっておりませんが、その可能性があるということについては、今の研究所の方では考えております。これまで第1期から第4期までの南門があったらと思うられているところは、今まで南門の位置という形で外郭線もほぼ4期に南側の外郭線は、変わりはないだろうというふうにはずっと見ておいたのは事実でございます、数年前に今まで考えていた南門と政庁の間を通る大路に八脚門という門が実は見つかりました。それについてはどういうふうに考えたらいいのかというのは、今まではっきりしたことがわからなかったんですけど、これは可能性の議論なんですけど、ひょっとしたら、第1期に該当する南門になりそうじゃないかというふうな意見も研究者からは出てきつつありまして、それについては今後、学術的に検討が行われて、恐らく数年かかるだろうというふうには思います。ただ、第2期以降の門のあり方については、恐らく今の外郭線のあり方とほぼ同じ場所というふうに考えていだろうと思っておりますが、その第1期の門についての学問的な議論がこれから出てくるのではないかなというのが、今の段階での推測でございます。以上です。

○藤原委員

それはわかりました。担当の部署としては、その可能性が出てきたことで外郭南門の復元が、復元計画が揺らぐというふうには思っているんですか、担当部署としては。

○高倉文化財課長

ちょっとつらい話をするようになりますが、担当部署としては、何ていいますか、今までの門の場所というのは、これはこれから揺るがないと思っておりますし、これまで約20年ほどかけて進めてきた事業の一環として、担当部署としては実を言えば実現をしていきたいというふうな考えであります。

○藤原委員

そういうことだそうですので、市長、よろしくお願いします。

それから、147ページと148ページ、図書館の問題です。148ページを見ると、1日平均499人、だから1日約500人が図書館を利用しているということになります。私は多賀城市の施設として、これほど利用されている施設はほかにはないんじゃないかというふうに思います。それから、下の方に市民1人当たりの総貸出数が書いてありまして、6.3というふうに書いてあります。これは宮城県内のその市立図書館の中ではどういう位置を占めているのかということについてなんですけど、手元に資料ありますか。

○永沢生涯学習課長

これは県の協会の方で調べた平成20年度のデータで、ちょっと古くて大変恐縮なんですけれども、ちなみに、この年に多賀城は5.87冊になっておりました。全国の平均が5.21です。宮城県内で1万5,000人以上の人口規模の市町村で貸出冊数ですけども、1位が加

美町、2位が美里町、3番目が多賀城市、都市部では多賀城が1位というふうに理解をしております。

○藤原委員

これ多分課長が中心になってつくったやつだと思っただけけれども、生涯学習施設等運営改革指針、宮城県図書館協会の発表によると、資料費が全国平均を下回っている中、予算は全国平均より少ないんだと。蔵書冊数、貸出冊数ともに全国平均を上回っている状況にあると。もう職員が非常に頑張っているというのが、ここからわかります。できるならば予算ももっとふやして、歴史文化都市にふさわしい図書館にしてほしいなというふうに思っております。

それから、同じく11ページのところに、多分課長も持っていると思うんですが、この間の説明資料です。ことしの6月1日付の朝日新聞の朝刊一面の紹介を、引用してます、ここで。4月現在で全国約3,000館のうち委託は約17%に当たり516館までふえているというふうに書いている。これは朝日新聞をそのまま引用したんだと思うんですが、この委託の中身なんですけれども、全面委託が17ということなんですか、それともいろいろ部分委託も含めて17%ということになっているんですか。その中身つかんでますか。

○永沢生涯学習課長

済みません。これは朝日の記事の抜粋でありまして、その中身の詳細については把握をしてございません。

○藤原委員

それから、これ最後ですが、同じくこの説明資料の中で、多賀城の図書館はそういうことで非常に頑張っているんだけれども、いろんな課題があるんだということで、「必ずしもこれらを満足させる人的配置運営が担保されているとは言えません。館の老朽化対策、収納スペースの確保等の課題もあります」と。私もそういうことを指摘したりもしてきているんですけれども、認識がこれも一致しつつあるなと思って大変うれしく思っているんですが、担当部署の課長としては、この中身について、どういうふうな問題意識持っているのかということをちょっと御回答いただきたいんですが。

○永沢生涯学習課長

記載のとおりですし、図書館基本計画にも同じような記述がございますけれども、現段階では、資料の収納スペースの不足の問題ですとか、あるいはたびたび御指摘をいただきますけれども、移動図書館車が大分古くなっていることですとか、そういう問題については把握をしておりますし、一方、これもたびたび御指摘をいただいておりますけれども、図書館一般的には司書が、専門的な司書が長く在職をしてというのが理想的であるという話も伺っております。そういう人的な問題、そういった問題については把握をしております。

○佐藤委員

済みません。藤原委員と課長のお話を聞きながら、ちょっと地元で大代に住む議員として改めてお話をしていかなければならないというようなことが二、三ありましたので、聞かせてください。

課長の答弁では、さまざま地域を考慮したときに笠神が入らないこともあり得るかもしれないみたいな、今おっしゃってましたけれども、そうなったときに、そういうときに考え

ると、だったら今、大代だけ単独でコミュニティーの組織を考えるならば、今あるコミュニティー組織で何がだめなのということになってくるんだけれども、そういうところではどうですか。

○永沢生涯学習課長

今の代地区コミュニティー推進協議会がだめなので外部化といいますか、委託をしようということでは決してなくて、もっと何ていうんでしょうか、充実するようにできないものかというふうな問題意識です。もっとコミュニティーが豊かになって、もっと住みよい地域ができないだろうかという問題意識からの御提案でございます。

○佐藤委員

今大代に住んでいる、少なくとも、あそこを拠点として活動しているコミュニティー及び活動している、集まってくる人たちは多分あの現状で、それはいろいろこまごまは考えて改善していかなくやならないところはあるにしても、改めるようなことはないというふうに思うんですが、そこをなぜ役所主導で介入していかなくやならないのかというところでもとても不満で、笠神とか桜木とかが入れてというんならわかるんだよ。だけれども、どうも笠神の人たちはずうっと言ってますよ、笠神会館で十分だと、活動の拠点としては。笠神会館だって地域的な道路の面から交通の面から考えたって、遠くなることはとても大変なことですし、笠神会館で十分だという中で、その必然性がさっきのような答弁であれば、今のコミュニティーの組織で毎月1回ずつ「ふれあい」を出しながら、交流を深めているという点では、どこがもっとよくなるというふうに考えているんだかわかりませんよ。

○永沢生涯学習課長

今のコミュニティーを、今、月に1回集まっていたいて、その「ふれあい」を発行していただいて、あそこでもいろんな活動をやっている。それを改めようとは全く思っておりません。もっと充実させることができないかという、その具体的な内容は、先般の説明会でもお話し申し上げましたけれども、何ていうんでしょうか、その地域のよりどころといいますか、そこにいろんな人が集まって、いろんな話し合いをしたり、いろんな活動をしたり、そういう姿にならないかという提案なんです。ですから、無理やり何かを押しつけようということではなくて、ぜひそういう姿に向けて話し合いを進めてまいりたいという御提案を、7月の3日にはしたというふうに私は理解しております。

○佐藤委員

それがあの説明会の中では、じゃ人どうするんだとか、みんな集まってくるのが65歳以上ぐらいの人たちの中で人材どうするんだとかという話になりましたよね。そのときに、広く笠神とか、桜木が出たか出なかった忘れたんですが、笠神とかそういうところからも集めるというような話で、人材を検討していくというようなことでは広く当たっていかなくやならない、大代だけに限定するわけにはいかないということでは、やっぱり、だんだん多分課長が笠神は外れるかもしれないと言った言葉の裏には、地域の空気もあると思うんです。私はそう思って聞いてました。多分笠神の方たちはそういう思いなのであろうというふうに思って聞いてました。だから、そういう中で本当に大変だということでは、今やられている中でもっと充実していくかもしれないんだか、いかせるというんだかしらないんだけれども、あのイメージが、私は説明会のときにも「何回読んでわいてこない」と言いましたけれども、今のままでより強めていくという方向にできるんでないかと思うのね。だから、改めて組織を改変、直さなくても、人間をいじらなくてもできるのではないかというふうに、何年か、1年かそこいらの準備でいじったあげくに、コミュニティー組

織が私はひたすら壊れることを恐れているんです、今のうまく行っている流れている中でね、何となく世代交代しながら流れている中でそれが壊されていくことを恐れているんですけれども、そういうことになった場合はどうするんだろうかというふうな思いでもいますし、結局それは何が役所はしたいのかという、アウトソーシングの流れの一環だとか思わない、そういう皆さん方拒否反応がありますけれども、としか思わないというところが一番やっぱり気持ちがなかなか通じないというところだと思いますけれども、1年やそこいらの準備期間ではとつても無理ですよ。やっぱりより時間をかけて役所のかえってかわわりを深めながら、自然にバトンタッチするんならしていくという方向性つくっていかないと、1年ぐらい館長置いて、そのあたりにもう一回1年ぐらい置いてなんていうことでは、こたえられないと思いますよね。やっぱりもう少し、そんなに焦らないで、それで、笠神は笠神であの大きな地域の大きな人口を抱えたところでコミュニティ組織をつくっていかなきゃならないと思うんですけれども、笠神会館では手狭だから公民館なんてことになってくるかなあなんて今考えたんですけれども、それもあわせてどうなんですかね。

○永沢生涯学習課長

正式に、まず笠神に正式なお話はまだしてございません。いわゆるうわさで笠神には、委員おっしゃるように笠神会館あるので、あるいはコミュニティの拠点を大代に求めるかどうかについてはやや疑問があるという、その程度でございます。この間の7月の説明会的时候には、むしろ大代の方から「この公民館のエリアは笠神も入るんだけど、笠神どうするんですか」というお話をいただいたので、「ぜひそのお話をさせていただきたいというふうに思います」というふうに回答しました。ですから、それも全部地域の皆さんとの話し合いで決めてまいりたいというふうに考えております。

先般の説明会でも私、同感って申し上げました。今のコミュニティをもし壊すようなことがあるんだとすれば、やっぱりこれはやってはならないというふうに私もそのように思っております。ですから、我々はもっとよくしたいという、決してその外部化、アウトソーシングのためでなくて、地域コミュニティをよくしたいという前提で進めたいと思っておりますので、もし、その地域のコミュニティが壊れるようなことがあるのであれば、そのときにはやめることもあるんじゃないかというふうに現段階では理解しております。

○佐藤委員

壊れるようなことがあれば、壊してしまったら大変なわけで、それを危惧したことを十分に考慮に入れながら仕組みをつくっていかないとまずいと思うんですね。だから、やること先にありきでなくて、本当に受け皿がきちんとできる、そういうふうな見きわめをつけることがうんと大事だと思うんです。だから、そういう焦らないというか、1年でやるとか2年でやるとかっていう、それは大まかなスケジュールは必要だとは思いますが、そういうことではやっぱり地域との話し合いを密にしながら、課長もちょこちょこ公民館に来ながら、雰囲気を感じていただくということうんと大事なことだというふうに思うんです。やっぱりそうすると、さっき藤原委員が言いましたけれども、あちこちにコミュニティの基点となる建物なり人材なりが必要だということになりますから、だから、できれば大代公民館、笠神の方たちも来ていただいて大きく地域として文化なり、さまざまな社会的交流なりができるようになればいいんだというふうに思うんですが、そういうことはまずなかなか、今でさえ笠神会館でも十分だと言う人たちもいるということも含めると、なかなか大変だというふうに思うんです。だから、十分、もし本当にやりたいというふうな方向でいくのであれば、本当に時間をとって地域のコミュニケーションを肌で感じる運営、進める側がですよ、運営でいくことが大事だというふうに思うんです。編集会議にも出てもらったり、いろんなことをしながら、やっぱり住民の気持ちとか、その空気を読まないで、課長の思いがいろいろ何十か、20カ所ぐらい書いてありましたよ、いろいろね、

地域。お年寄りが集まるとか、ああいうことは「絵にかいたもち」としか映らないというふうにならないように、きちんとつくっていくということが大事なことだと。手順を踏んで、時間かかるんだけど、というふうに思うんですけども、いかがですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

この前の説明会の最後にも私お話したと思うんですけども、決して1年、2年で話し合いを性急に進めていこうというふうな気持ちは決してございません。必要があれば3年でも5年でも住民の方々と話し合いをしながら、よりよい方向性を模索していきたいというふうなことでございます。そのために来週24日、教育委員会開催いたしますが、議員の皆様からいただいた御提案、御提言も十分委員会の方で議論をさせていただきまして、そのことで最終的には地域の方々と何度も話し合いを進めていきたいと、この前も最後にそのように申し上げましたので、その辺は十分委員会の方にも報告をさせていただきたいと思っております。また、社会教育委員会議の方でもそういったお話出てますので、社会教育委員の方々も、できれば地域との会議にも出席していただいて、直接住民の方々の声を聞いて方向性を模索してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解を願いたいと思っております。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

文化センターの耐震性についてですが、どのように承知されているか、御説明をお願いいたします。

○永沢生涯学習課長

恐れ入ります。御質問もう一度。

○吉田委員

文化センターの耐震性について、どのように承知されているかお伺いいたします。

○佐藤管財課長

文化センターは、ちょっと記憶が定かじゃないんですけども、昭和62年あたりの建設だったと思います。今、新耐震といわれているのが昭和56年以降の設計基準に基づいた建物を示しているわけですから、新耐震に基づく設計がなされたというふうに考えております。以上です。

○板橋委員

10款の学校図書の新入りに関しての予算執行は、どの科目になるのでしょうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

ちょっとお待ちください。科目ですね。

お手元の資料の、よろしいでしょうか。122ページ、これ小学校の分ですが、5の教育総務課関係経費小学校という中で学校の図書館の新入りをしております。

○板橋委員

そうすると、中学校の分はその後ろということですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

中学校の方は、127ページの6、教育総務課関係経費中学校のところでございます。

○板橋委員

平成20年度の各小中学校の購入冊数と、あとは各小中学校の蔵書数、それに対して、平成19年度から文科省で「新学校図書館図書整備5カ年計画」というのがございますよね。それにのっかって充足率が幾らになっているかをお願いします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

まず、小学校の方でございますが、これはページで言うと122ページの方になりますが、消耗品図書として827冊、それから備品図書として38冊です。それから中学校の方でございますが、消耗品図書として450冊、備品図書として9冊を購入しております。

それから、これ小学校と中学校の合計でよろしいでしょうか。各校ごとにお話しした方がよろしいですか。

それでは、まず小学校の方からまいります。多賀城小学校、19年度末段階で充足率84.9%、購入した後が86.5%。多賀城東小学校が同じく69.3%が72.4%。山王小学校が83.5%が84.5%、天真小学校が96.2%が96.7%。城南小学校が88%が90.1%。八幡小学校が106%が106.3%、小学校の合計でございますが、19年度末が87.2%が20年度末では88.5%になっております。

続きまして、中学校の方へまいります。多賀城中学校71.8%が72.5%、第二中学校が86.7%が87.2%。東豊中学校が92.7%が94%。高崎中学校が75.7%が76.8%。中学校合計で80.6%が81.5%というふうになっております。

○板橋委員

小・中で大分ばらつきがありますよね。充足率が100を超えているのが八幡小だけで。一番冊数少ないのが高崎中ということで、この文科省の毎年200億円の予算で5年間で1,000億円の措置をするということに対しての、当市ではそれに対してどのようにお話をされて、そして、蔵書数の標準まで持っていくのにどういうふうな計画を立てているのか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

それでは、まず学校図書のいわゆる今の委員お話しの内容の毎年200億円というふうなお話でございますが、これは補助金として直接教育委員会の方に歳入として入るのではなく、地方交付税措置として入ることになっております。したがって、生徒児童数であるとか、そういったことを基本にいたしまして交付税措置されるものですから、図書の購入に当たりましては毎年、今包括予算というふうなことでございますので、できる限り学校図書の増冊に努めているところではございますけれども、何せ目的補助として入ってくるものではありませんので、今は学校の耐震化であるとか、いろんな事業が山積しておりますので、毎年できる限り予算の範囲内で整備をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○板橋委員

地方交付税、これは書かれていますよね、財源として。ただ、この財源はひもつき財源ではなく、地方自治の建前から市町村が自由に使える財源です。このため、実際に各学校の図書費として活用するには新5カ年計画の財源を生かし、市町村の教育予算に図書費として計上するような働きかけを地域、家庭、学校が協力して行っていただきたいというふうな形で、これ文科省の方で大分推奨しているんですよ、これに関して。それで、地方交付税で支給されるということで、こういうふうにしてある程度目的が決まっている地方交付税に対して、やっぱり学校図書、教育委員会の方で要請・申請した場合に、多賀城市全体としての予算措置、あとは交付税をいただく。これに対しての手当ではどのように考えているのでしょうか。

○伊藤市長公室長

先ほど副教育長の方からお話ありましたように、まず教育委員会の所管としての事業としては、やはり安心・安全の耐震化というものをまず優先させていただくというところが、まず財政当局でもそちらに十分力を注いできたという経緯がございます。今後、その学校の図書についても全く無視しているわけではございませんで、なるべく早い時期に国が定める100%に近づくような努力をしまいたいと、このように考えてございます。

○板橋委員

この新5カ年計画の有効活用を、文科省の初等中等教育局児童生徒課長が直々にこういう冊子を使って、これはこの間、日Pの宮城県大会、それで多賀城も一会場になっていたので、後輩会長連中から来てくれということで行って、顔だけ出してきて資料をもらってきたんだけど、手続きして。これだけ子供たちに対して読書活動、「子供の読書活動は、子供が人生を深く生きる力を身につける上で欠かせません。学校図書館はこのような読書活動を進める上で中核的な役割を果たします。」というふうな形で、文科省が力を入れているんですよ、これ。それに対して余り対応されてない。これどういうことなんですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

決して力を入れてないというふうなことでは私はないというふうに思っております。まず、多分お手元の資料、同じものを私も持っているんですが、これは文科省では平成17年3月現在、小学校の充足率37.8%、中学校32.4%というふうなことを受けて、確かに委員おっしゃるように、一般質問でもちょっと文字、活字の話が出てるので、いわゆるそういったものに親しむ、いわゆる読書というものがいかに大事かというふうなことは文科省も申しているとおりですし、私どももそのように理解をしております。むしろ、本が100%充足するというよりは、本をいかに手にとって読むかというふうなことの方がむしろ私は重要だろうというふうに思っております。そこで、ちょっとお話ししたいことなんですけれども、まず100%充足していないということは私どもも十分承知しております。そのために多賀城市では今移動図書館車を日中、学校の方にも移動図書館車を回して、その不足分を子供たちに充足するように、できる限り多くの本を子供たちの手にとって目に見える場所に置こうというふうなことで、学校の方も回らせていただいております。多分移動図書館のない市町村ではこのようなことができませんので、そういったこと。

それから、学校の方に対しても、実はできるだけ読書活動を推進してほしいというふうなことで、例えば朝読書であるとか、昼休みの読書であるとか、それから移動図書館が来たときの利用の声かけであるとか、そういったことを学校の方にもお願いをしまして、子供たちにつきましては十分その図書というものに対して接する機会をふやすように今対応しておりますので、不足分については、できる限り委員会としても充足するよう心がけてまいりたいと思っておりますが、むしろ、そういう読書活動の方にも力を入れてまいりたいと。これまでもまいってきたというふうなことを御報告させていただきたいと思っております。

○板橋委員

それで、児童生徒の各小中学校で図書の貸し出しは、どのような生徒数に対しての利用状況、それと1人当たり平均何冊貸し出し、借りるときは貸し出しされているのか、その辺の数字はつかんでますか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

小学校の方では1人当たりの貸出冊数、先ほど図書館の話がちょっとありましたけれども、数字の方、重複しますので割愛させていただきますが、小学校の方では一番多いところでは36冊、36.1冊、一番少ない小学校でも16.7冊、学校における一斉読書というふうなことも、1回から多い学校では6回と、こういった形になってます。中学校では一番少ない中学校ですと1.8冊、中学校で一番多い中学校は6冊というふうなことで、データの方はそのようになっております。

○板橋委員

今はテレビ、パソコンの時代で、なかなか活字に走る子供は少なくなってきてると思いますが、その辺はやっぱり各小中学校の先生方に校長会とか教頭会あると思いますので、その辺十二分に読書に力入れるように教育長さんの方からもお話ししていただきたいと思います。

それと、給食費の滞繰の分がどこで数字を見たらいいのか、ちょっとないものですから、その辺をお聞きします。

○小畑学校教育課長

お答えします。

20年度の未収入額の御質問だと思いますけれども、現年度、過年度合わせまして1,867万8,961円となっております。

○板橋委員

どこで見たらいいかって、見えないんですから、これだけ言うということは何か随分そっけないんでないですか。もう少しちゃんと。

○伏谷委員長

板橋委員、今歳出なものですから、一応歳入の問題だと思いますので、給食費に関しましては。その提示は多分しなかったということで、今言葉での説明があったというふうに確認しております。歳入での数字だというふうに認識しておりますので。（「112ページの市営住宅の使用料に関するところに滞繰分って載ってるのはどういうことですか。それと同じじゃないんですか、違いますか」の声あり）

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

ただいま御質問は徴収金額というふうなことで、実は資料8の、お持ちでしょうか。これは歳入というふうなことになりますが、資料としては資料8の18ページ、お開きください。そちらの方に上の方から3段目に、節でいうと05、これは雑入の形になりますが20款というふうなことで、こちらの方に基本的には歳入というふうな形でまず載っております。あと、その繰り越し、いわゆる未納額等については記載等はございません。

○板橋委員

それをお聞きしてたんです。ちょっと資料で出してください。休憩したらいいんじゃないですか。

○伏谷委員長

板橋委員、資料っていいますと。具体的にお願いします。

○板橋委員

資料、結局何年前から幾らかずつ滞繰になっているかということですよ。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

私の手元には平成 15 年度以前はちょっとありませんが、累計として出ておりますので、一応現年度分、これは平成 20 年度ということですが、平成 20 年度の、「資料として出してください」の声あり) いや、とりあえずちょっと数字だけ言わせて、「数字だけでは私も覚え切れませんから」の声あり) はい、わかりました。

○伏谷委員長

ここで休憩といたします。再開は 11 時 20 分といたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 21 分 開議

○伏谷委員長

それでは再開いたします。

ただいま資料を、板橋委員、よろしいでしょうか。

再開いたします。

ただいま資料をお配りいたしました。板橋委員、何かございますでしょうか。

○板橋委員

これ資料を配っていただいたら、一応説明というのはいないんですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

板橋委員の方から御質問のありました学校給食費の徴収関係の資料でございます。これはあくまでも収入未納額というふうなことでございまして、15 年度以前につきましては一番右端、滞納繰越額というふうなところがございますけれども、累計で 963 万 1,967 円、15 年度以降につきましては 20 年度末までというふうなことで、最終右側の欄、滞納繰越額になりますが、1,867 万 8,961 円ということになっております。なお、19 年度、20 年度の不納欠損がありませんのは、学校教育課長が前に説明しておりますけれども、不納欠損につきましては、議会の承認並びに法的な関係が未整備というふうなことで 19 年度から不納欠損はしておりません。

また、あと先日、議会説明会のときに市長公室の方から説明のありました、あれは、私債権の適正な管理の方策についてということで説明がありましたけれども、今後は、これの

条例制定に伴いまして、滞納処分及び不納欠損の処理を今後してまいりたいと、このように考えているところでございます。以上です。

○板橋委員

この資料を見ると、20年度で滞繰が1,800万円、現年度の20年度の調定額で2億5,600万円、約8%、7.何ぼかな。それで徴収率も落ちてますよね。こういうふうにして、わかります、今の世の中どういう時代だかというのは。ただ、これに対しても、やっぱりそういうふうな教育委員会の方の指導というのはどのような感じですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

その指導というのは学校に対してというふうなことでよろしいでしょうか。それとも私どもが教育委員会の方が全般的にその収納率向上に対しての取り組みというふうなことでよろしいでしょうか、どちらでしょうか。

○板橋委員

一連の流れですね。

○小畑学校教育課長

お答えします。

学校の方でございますけれども、催促事務という言葉が適切かどうかはわかりませんが、教頭先生を中心に校長、教頭、それから事務職員、学級担任がお知らせという形で再三再四連絡をしております。そのことに関しましては、校長会の方を通じまして、たえず前年度は幾らですと。今年度は幾らです。学校の順位はつけませんで、数字だけは校長会で示しまして、校長先生方の声かけですね、ぜひよろしく願いますというようなことをしました。それに伴いまして、そういう方々に学校給食の意義、そういう内容を学校だより、それから懇談会、それから父母教師会、総会ですね、保護者の総会、そこを通じまして、とにかく給食費は納入してくださいと促しております。

それから、生活保護等による教育扶助や教育基本法に基づく就学援助等も申請の方、大変でしたらお申し込みくださいというお話もしている次第でございます。

なお、今年度から納入通知書という形で各学校に文書を出しております。文書というか、書類ですね、これぐらい年間払うんですよという通知書を出しております。というのは給食費がいつから債権、債権がいつの時点で発生したのか、納入期限がいつだったのかということを確認するために、そういうものも今年度から出しております。以上でございます。（「過年度分」の声あり）過年度分も出しています。

○板橋委員

これは毎年のことでしょうか。そうすると対応が過年度から行っているといっても、これ遅いんじゃないですか。

○小畑学校教育課長

言葉足らずで申しわけございませんでした。現年度に限っては学校で集めておりまして、過年度に限っては教育委員会の方で集めております。

○板橋委員

過年度分ということは平成 19 年からですか。それで、どういうふうな書類の流れなんでしょうか。その流れをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○小畑学校教育課長

年に 2 回ですね、まず職員が、5 月と 12 月なんですけれども、各家庭を回りまして、滞納している家を回りまして、催促というか、お願いをしているということです。それから、そのときにお支払いができない家庭がありましたら、また電話をくださいとか、あるいは教育委員会に直接納入をお願いをしたり、そういうことを滞納してる市民の方々にお願いしている次第でございます。

○板橋委員

そういうことを何で教育委員会の方でやらないんですか。学校の先生を通じてやるんじゃなく、何で教育委員会の方でそのことを事務処理を行わないんですかと。結局先生から各家庭、親御さんにお話しして、いろいろな御事情ございましたらば、あと教育委員会の方に相談してください。直接教育委員会で家庭訪問してお話しされたらば、その場である程度早め早めに対応できるんじゃないですか。違いますか。それは課長さんよりもっと上の方が御答弁もらうの一番いいんじゃないですかね。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

ちょっと勘違いなされていると困りますので、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

まず、とりあえず、現年度分につきましては、学校の方を通じて納められる方については学校さんを通じて集めていただくということ。それから 2 点目は、現年度分であっても納入が困難だというふうな方につきましては、教育委員会の方が直接御家庭というか、御本人とお会いをしまして、御父兄とお会いをしまして、いろんな相談をさせていただいているということ。それから過年度分につきましては、すべて教育委員会が直接徴収をしているということ。まずこれが前提でございます。過年度分を学校が集めるということはありません。

それで、過年度分につきましては、先ほど課長が申しあげましたように、とりあえず 5 月と 12 月というふうなことで区切りまして、全戸訪問をさせていただいております。訪問につきましては、すべての管理職と、それから担当職員のパートを組みまして、実は去年は私も歩きました、地区を区切りまして。どうしても、例えば失業だとか、いろんな事情で納めていただけない方につきましては、私も説明させていただきましたけれども、再就職がなって支払える時期が来たら 1,000 円ずつでも 2,000 円ずつでも支払っていただくということ。それから分納ということで、5 月に歩いて、じゃ毎月 2,000 円とか 3,000 円という方もいらっしゃる。中にはやっぱり取りにこられないと、やっぱりどうしても未納になっちゃうというふうな人もいらっしゃいますので、そういった家庭につきましては担当職員が臨戸訪問をしまして徴収している。これは年間を通じてやっております。新たに発生した滞納者につきましては、未納者ですね、滞納というか、未納者につきましては、また 12 月に歩いて、で、そうやって対応をさせていただいているという状況でございます。よろしく申し上げます。

○板橋委員

そこまでちゃんと話をさせていただければ、こういうことを中に聞かないんですよ。課長、だから課長に答弁させたって、きついでしょ、これは。ずうっと毎年毎年これの繰り返しでしょ。課長さんは 3 年でしょ、勤務されているのが。2 年。そうしたらば、それは課長さ

んに答弁させるのはきついんじゃないですか。それで、最初からこういう資料を出していただいで説明していただければ、先ほども言ったでしょ、不納欠損額を議会の承認、こういうわけでどうしてもいただけないものですから、何とか議会の方で不納欠損承認いただけないでしょうか。それぐらい親切に説明すれば、皆さんわかりますよ。何でそういうふうにしてはしょって今まで説明してるんですか。その辺だけちょっとお聞きします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

なかなか説明の仕方に問題があったようでございましたので、その件に関しては一応陳謝させていただくというふうなことでございます。

私も今回初めて副教育長というふうな立場になりましたので、今後はそういった説明につきましては、できる限りわかりやすい説明に心がけたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○板橋委員

それは心がけてくださいね。その辺もやっぱり総務部長もうちょっと各セクションに御指導をしていただいで、決算でも予算でもスムーズに何回も同じこと聞かないように説明を今後していただきたいと思います。

あと 121 ページの 2 負担金・補助金のイの各種負担金の 890 万円、これの内訳をお聞きします。

○小畑学校教育課長

121 ページの 2 のイの各種負担金ということで、これでございますけれども、この内訳でございますけれども、日本スポーツ振興センター災害共済掛金、それから中体連の負担金、学校と警察の連携する学警連の負担金ということでございます。（「生でいいですから数字、下 4 けた削除でいいですから」の声あり）

負担金と一緒にございまして、ちょっと申しわけございません、錯綜しまして申しわけございません。

振興センターの掛金ですけれども、これが 524 万 1,970 円です。それから中体連の負担金ですけれども、これが 177 万 2,080 円でございます。それから学警連の負担金は、今回は、申しわけございません。20 年度は環境浄化部会と一緒に活動のため、うちの方では負担金は払わなかったと。大変失礼いたしました。そのようになっています。

○板橋委員

この二つで約 690 万円、700 万円弱。700 万ちょっと。ということは、あと 190 万円はどうなってるんですか。

○小畑学校教育課長

大変申しわけございませんでした。主なものだけで話して申しわけございませんでした。

それから、多賀城市の保険会の負担金がございます。これが約 33 万 7,000 円ほどでございます。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

大変申しわけありません。今課長はその中の大きなところだけ御説明をさせていただきましたが、実はこの負担金補助金は全部で 19 本事業としてあります。当初予算に私、当初予算のコピー持っているんですが、そこに 19 本ほどの負担金補助金名が記載されているんですが、これ 20 年度の当初予算の、これ一つ一つ全部言っていくと大変なので、大まかなところだけ御紹介をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

○板橋委員

そうしますと、当初予算で計上されたやつがそのまま右左イコールで出てるんでしたら、私の勉強不足です。ただ、支出に対して多少の数字的な差異があるんじゃないかと思えますね。そうしたらば、890 万円ですよ、19 本あるのはわかりますが。平均ざらっとしたって 1 本 4 万 5,000 円とかなるけれども、やっぱり金額的に大きいのはここに書いてもらえば、だれも聞かないですよ。だから、先ほどくしくも言ったでしょう。この給食費の未払い、こういうふうに説明してもらえば、何ら中なんか聞かないですよ。そうしたらば、今説明するときも、こういうわけで今後こういうふうにして気をつけて直しますとかって、さっき総務部長にお願いしたけれども、次年度からはこういうふうにしていきますって言えば、後は何も私次聞かないですよ。やっぱりそのぐらいのことをやっていただきたいなと。課長さん何か。

○小畑学校教育課長

私、ちょっと勘違いをしております、負担金に対する文書があるんですけども、上のアのアイウエオ全部除くものだと勘違いしております、読み上げさせていただきます。よろしいですか、読まなくていいですか。はい。失礼しました。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

当初予算 1,018 万 6,000 円に対し、決算額は記載のとおり 897 万 7,864 円でございます。ということで、次年度以降は大まかなものについては記載をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○板橋委員

それでもって総務部長の方に次年度からの件に対してお願いなんです、ことしは執行率、不用額ですね、不用額が事業の 85%以上支出されている部分に関しては不用額の詳細に関してはお話しはされないということで、議会運営委員会の席上でお話を聞いているんですが、目でもって 100 万円以上の 85%以上の執行率だけれども、100 万円以上残った場合は、それは当初の予算が何千万と大きいから 85%、15%でも 100 万円ぐらいなっても執行率は 85%以上いっているとなってしまうんですが、結局土木費に関してちょっとお話しさせてもらおうと、道路の補修費といったら 100 万円以上残るといふことないでしょう。生活のライフラインですから、どこか直すところ必ずあると思うんです。そうしたら、今度は 95%ぐらいの執行率だったら私はいいと思ひます、御説明なくても。85%ではね、不用額 20 年度、総計で 4 億円まで行ってますよね、合計。そうすると、それは全部使わないで残すのがいいか悪いかは、それはいろいろな判断になると思ひますが、やっぱり予算はある程度必要なところにちゃんと使って、執行するのが筋じゃないかと思ひます。お仕事を何だかんだってしてくださいって言う、予算がないから、予算がないからって。二言目には予算がないと。やっぱりその予算というのは、お互い捻出していくのが筋じゃないかと思ひますよね。だから、その辺でもって今後やっぱりもう少し予算審議でも決算審議でも、詳しく御説明をしていただきたいんですが、いかがでしょうか、部長さん。

○澁谷総務部長

今、板橋委員がおっしゃった内容について我々もどう説明したらいいかということで、去年からその辺を改善させていただきました。それで、ことしで2年目ということで、この間の議会運営委員会の方でもお話しさせていただいたとおり、なかなか完全ではないですけども、今後、やっぱり去年、ことしの決算議会なりを踏まえまして、反省点なども入れまして、そしてまた議運の方の方々と相談させていただいて、よりよい方向に持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

○森委員

1点だけ確認をさせていただきたいと思ひます。

先ほどの公民館の件なんですが、資料に関しましては多賀城市教育委員会点検評価報告書174ページ、ある区長さんの総括というふうな、総括じゃないですね、点検評価というふうな部分であります。147ページの7であります。中央・山王・大代各公民館事業を総括してというふうなことでございまして、次年度以降、各他部署の関連事業との統合再編をぜひ進めてください。公民館事業への参加理由として、歩いて通える場所に会場がある。このことは多くの参加を促し、事業の有効性を高める要因となります。そこで、地域活動の活性化を図るため、公民館を市民活動の拠点として、市内小学校学区に1公民館の（地域活動支援センター）、公民館の中の機能として地域活動支援センターというふうに位置づけているんですが、の設置を構想として考えるときではないでしょうかというふうな点検評価、提言がなされております。区長会の中でこのようなことが話題になっていることは承知しているんですが、47行政区のうち、どのぐらいの区長さんがこれに賛意をあらわしているのかお教え願ひたいと思ひます。

○永沢生涯学習課長

47行政区の区長さんのうち何人がというのは把握してございません。この黒石崎の区長さんは、教育委員会の学識経験者として関与していただいて評価をいただいたということでございます。

○森委員

そうしますと、あくまでも区長さんの代表としてというか、取りまとめではないわけですね、参考として載せているというふうなことで。ただ、その中でも区長さんの言葉といたしましては非常に重いものがあるんじゃないかなというふうに思ひますので、ぜひこのような形、先ほどもほかの委員さんたちからも出ておりました、さまざまな意見を酌み上げていきまして、いいものをつくっていただければなというふうに思ひます。以上でございます。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

以上で一般会計の質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩とさせていただきます。再開は午後1時といたします。

午前11時46分 休憩

午後 12 時 59 分 開議

○伏谷委員長

それでは、おそろいでございますので、再開いたします。

- 国民健康保険特別会計（歳入歳出一括質疑）

○伏谷委員長

次に、平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてですが、先日で説明は終わっておりますので、これより直ちに歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

○藤原委員

資料の 5 の 6 ページ、それから 23 ページですけれども、9 款の基金繰入金が 1 億 3,000 万円ですね、そして 23 ページの実質収支に関する表では、歳入歳出差引額が 891 万 7,000 円ということ。そうすると実質的には赤字だったと。要するに、この歳出に対して歳入が足りなかったということになるのではないかと思うんですけれども、平成 20 年度の国保特別会計の特徴について、どのようにとらえているのか御回答をお願いします。

○大森国保年金課長

ただいまその基金の繰入金が 1 億 3,000 万円ということで、実質収支が 891 万 7,000 円ということで実質赤字だったのではないかということで、その特徴的な点というところなんですけれども、特徴点ですけれども、資料の 8 の方をちょっとごらんいただきたいと思うんですけれども、37、38 ページです。

38 ページの右側の歳出関係の保険給付の状況というところなんですけれども、平成 20 年度の特徴的な点としましては、こちらに保険給付ということで療養諸費から介護納付金までありますけれども、特に下の方の四つ、支援金、納付金、拠出金等を除いた実質的に市の方で給付する部分、療養諸費から葬祭費までの部分がございますけれども、その部分を見ますと、保険給付の伸びが合計で 1.7%の伸び、増になってございます、19 年度と比較しまして。そういう点を見ますと、それ以前の保険給付の伸びが 6%だったり 10%だったり、相当大きな伸びということが何年か続いておりましたので、そういう点からしますと、19 年度と比較すると 20 年度、保険給付がそれほど伸びなかったが、大きな例えばインフルエンザの流行とかもなかったし、落ちついた状況だったのではないかなというふうに考えてございます。

歳出関係はそのような状況なんですけれども、歳入の関係で申し上げますと、37 ページの方に国民健康保険税の収納状況ということがございます。こちらの現年度分のちょうど収納額のところなんですけれども、19 年が 16 億 500 万円ということで、20 年が 12 億 6,600 万円ということで、税収が約 3 億 3,900 万円ほど減になってございます。この原因といいますのが一番大きいのが後期高齢者ということで、75 歳以上の方が国保の方から抜けたというのが大きな要因なんですけれども、この収入がこのぐらい大きく減ったというのが一つの決算の要因の一つなのではないかなというふうに考えております。

それで、その収入が減った関係でなんですけれども、もう一度右側の歳出関係お願いしたいと思っておりますけれども、歳出関係の下から 2 番目に老人保健の拠出金がございます。老人保健が廃止されて後期高齢者に行った関係で。ここで 7 億 5,000 万円拠出金は減っております。

すけれども、後期高齢者の支援金が6億700万円ほどふえた。差し引きしますと、老人保健関係の拠出分は1億5,000万円ほど減ってるんですけれども、国保税の収入の方で3億円以上の減があったということで、プラス・マイナスが出てきたというような要因があったかと思えます。

それと、もう一つは、38ページの上の国庫・県支出金等の状況のところなんですけれども、こちらはその制度改正の関係がございまして、前期高齢者交付金というのがちょうど中段にございます。65歳から74歳までの方の交付金がふえているわけなんですけれども、その上の療養給付費交付金、これが退職者医療の廃止の関係で減になってございます。この前期高齢者交付金がふえた関係では、この療養給付費交付金が減ると、あと国、それから県の交付金の方の減の方にも影響をしまして、今申し上げた幾つかの要因が重なった関係で、基金から1億3,000万円繰り入れせざるを得なかったのかなというふうに考えております。以上です。

○藤原委員

まず、特徴はわかりました。制度が変わって歳出も減ったんだけど、75歳以上のいわゆる安定した納税者の層がいなくなって税収が落ちたということですね。

それから、「多賀城市国民健康保険税減免取扱規則」昭和61年9月6日につくっているんですが、これは現在も生きていますか。

○大森国保年金課長

国保税の減免取扱規則ですけれども、現在も生きております。

○藤原委員

この規定に基づいて20年度は、減免してあげた例というのはあるんでしょうか。

○大森国保年金課長

20年度の減免の状況ですけれども、減免の理由には幾つかあるんですけれども、大きく分けまして、20年度の件数としましては、拘禁によるものが14件、拘禁というのは刑務所等に入ったためというふうなことです。あと、所得の減によるものが8件、あと後期高齢の関係の、旧被扶養者だったものが26件、合計で48件の減免がございました。

○藤原委員

そうすると、こういう制度もあるんでしょうということを国保の部署としては、それなりにこの人どうも生活大変そうだなというふうな場合には、教えてあげて使ってもらっているというふうに考えてよろしいんですか。

○大森国保年金課長

その国保税の納付書を送ったときとかに当然、いろいろ問い合わせとかあるわけなんですけれども、そういった中で、なかなかちょっと払うの難しいんだけどというような、そういう御相談とかがあれば、こういう制度があるので該当する場合は減免になる場合がありますよということで御紹介はしております。

○藤原委員

実は、私が相談受けたケースで、本人も悪いと思うんだよ。五、六十万円国保税滞納して、30万円だったかな、30万円滞納して督促なんか加算して五、六十万円になったのかな。そ

の人は、高齢のお母さんのところに外で多賀城市外で働いていた息子さんが失業して転がり込んできたんだね。そして、前の年の所得に対して 30 万円の課税となったと。その年、本人は失業していたので所得がなくて払えなかったと。それがいまだにずうっと尾を引いてて、とうとう差し押さえられてしまったのね。けども不動産全然ないので、何を差し押さえたかという、預金に 243 円あったの。243 円を差し押さえますという通知が市役所から来たんです、市長名で。切手を見たら 300 円の切手だったの。だから、私は多分本人が、皆さんの意図としては本人にきちんと相談に来てほしかったということで出したんだとは思いますが、どうもそういうふうになんて理由というのは、失業して息子さんが転がり込んで、前年の所得に対して課税して差し押さえというふうなことになっていると。そういうところから見ると、もう少し何ていうかな、丁寧な対応してもいいのではないかなと。差し押さえまで 300 円の切手張って 243 円の貯金を差し押さえなきゃいけないものなのかなと、いう感じが私はしてるんですね。だから、せっかくこういう規定があるんだから、もう少し住民に寄り添って対応したらいいのではないかなと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○千葉収納課長補佐

今の件ですけれども、我々の方では日夜、夜、日中、電話等で催告等をして訪問しております。そのときなかなか会えないで、文書も置いてきますけれども、その際で我々やむを得ず預金調査等やって、300 円、203 円ですか、そのやつを押さえたということです。

○藤原委員

担当としては忠実な役人さんだということになると思うんですよ。私は、菊地市長名で出されているからね、そういう文書がね。だから、市長はどういうふうに思いますかね。そういう、仕事に忠実だというのはわかるんだけど、もう少し実態に即して、私はそこまで 243 円の貯金を 300 円の切手張って何も差し押さえるまで、差し押さえるのは預金の残高だけで、今から来る年金までは差し押さえにはならないっていうから生活を脅かすということはないんだけど、何か、何ていうかな、役所と住民との信頼関係っていうのかな、そういうものを考えた場合に私はあんまり得策じゃないんじゃないかというふうに思うんですけどもね。

○坂内市民経済部長

今の委員さんの方から市民の方にすり寄ってほしいということなんですけれども、（「寄り添うだよ」の声あり）寄り添ってほしいですね、失礼しました。市民経済部収納課の職員は、市民の方に寄り添っていきたくなんですけれども、市民の方がなかなか機会にお会いできないというのが実態でございます。我々淡々と仕事を進めていくわけございまして、で、このような収納率になっているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○藤原委員

いずれにしても、たしか去年の決算まではこの減免規定使ったの減免はないというような報告だったので、いずれにしても、この規定に基づく減免が、そんなに件数多くないけれども、やられているんだというのは確認していいですね。ちょっと再度確認したいんですけども。

○大森国保年金課長

減免の取扱規則ございまして、該当する方には適用しているというところでございます。

○根本委員

ただいまの減免関係なんですけれども、その減免を行ったというのは保険料ですか、その内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○大森国保年金課長

国保税の税の関係です。

○根本委員

実は、このような経済が非常に厳しい状況にあって、医療機関にかかって医療機関への未払い、こういうのも多く発生してます。そしてまた、窓口で3割負担するのも非常に大変だと、こういうことにもなっております。こういう状況をかんがみて、国においては医療費の未払いを防ぐということと、医療機関の負担を減らすということと、景気悪化で生活に困窮する人を救済する。そういうねらいで来年から窓口負担も減免をしましょうと。そしてまた、減免をした自治体には半分を交付金で応援しますと。こういうふうになっておりますけれども、その内容は御存じでしょうか。

○大森国保年金課長

ただいまのその減免関係、一部負担金の減免のことかと思うんですけれども、国の方でことし21年度にモデル事業ということで全国で各都道府県一つぐらいずつモデルで実施して、22年度から全国的に基準をつくってやっていきたいという、そういう話は出ております。存じております。

○根本委員

そういうことでございますから、恐らく明年度からそういう方向性へ行くとと思いますが、それはあくまでも実施する自治体によって、そこを応援するということでありますからね、多賀城市においても経済状況、また市民の皆さんの状況をよくよく見きわめながら、ぜひともその方向性に乗って減免措置をとっていただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○大森国保年金課長

ただいまその一部負担金の減免関係なんですけれども、多賀城市の方では、平成17年の4月からなんですけれども、規則と、それから事務取り扱いについては要綱を定めまして、17年の4月から制度的には設けているというような状況です。ただ、現在までのところ、利用される方といいますか、申請等は1件も出てきておりません。

○根本委員

そういうのは初めて聞いたような気がするんですけれども、今まで国保税、その税の減免ということで答弁いろいろあって議論もあったんですけれども、窓口負担、一部負担について、そういう規則がもともと存在したというのは私初めて聞いたんですけれども、そういうことに関して市民の皆様は全く理解してないと思うんですね。私も初めて理解するような形なんですけど、もし、そういう規則が来年度から国を挙げて支援することになってますから、そういうことがもともと市として規則があるならば、その辺はきちっと市民の皆様にはPRといいますか、やはり広報紙等でお知らせをして、しっかりとそれはそれで取り組んでいかなければ、ただ規則をつくった、市民の皆さんは知らない、議会の方も何人知っているかわかりませんけれども、今までそういう規則があったこと自体、私は、今初めてわかったんですが、しっかりとその辺は市民の皆様にもわかるように、そしてまた、

明年度からは国の支援がありますから、しっかりとその辺は周知徹底をしながら進めていきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○大森国保年金課長

周知をしてこなかったのではないかといいるところなんですけれども、制度的に災害に遭ったり失業したりとかで被害を受けたり収入が少なくなったりした方とか、対象にしておりますので、窓口では相談があったということは聞いておりますけれども、その辺の制度の周知自体はしてなかったのかどうか、過去の例ちょっと詳しくわからない点もあるんですけれども、そういう制度があるということについては何らかの形で周知したいと考えております。

○根本委員

恐らく明年から生まれれば、国で支援するということになってますけれどもね。今多賀城市である規則をそれを活用しても、恐らく国の支援はいただけない状況にはなっていると思うんですが、ぜひとも国の支援もいただけるということもありますから、しっかりと取り組んでいただきたいと、こう思います。

それから、173ページの検診関係の関連でお伺いいたしますが、脳ドック検診に関して、平成20年度の一般質問の中で21年度から実施する方向性を定めて、予算の質疑の中では当時担当課長さんが明年からやりますということを確認されました。平成20年度においては、その対象者、そしてまた助成額、そういうものを精査しながら本年21年度から実施をしたと、こういうことであります。500万円を予定して500人を対象にしたということでございますが、明年の予算との関連もありますので、今の実施状況、そしてまた、その成果というものをまずお伺いしたいと思っております。

○大森国保年金課長

検診の関係で脳ドックの現在の状況ということですが、21年度の予算で今委員お話しのとおり500万円、500人分ということで予算をとっております。対象者が40歳から70歳までの5歳刻みということで、ことしの対象になる方は1,749名の方対象になっております。その方たちに年度初めに希望をとりまして、381名の方から受けたいということで希望を出していただいております。

それで、現在の実施状況なんですけれども、先週の時点で103名の方が実際その脳ドックを受診されて助成を受けられております。その結果、状況等なんですけれども、ほとんどの方は異常なしということで終わっているんですけれども、やはり何名の方が所見ありということで結果が出ておまして、所見のある方につきましては、私の方から健康課の方に受診結果等を送付しまして、保健師さん等にその後のフォローをしていただくような形になっております。現時点でなんですけれども、所見ありで精密検査を受けた方の中で2名の方が治療に入ったということを聞いております。

この脳疾患の場合ですと、病気が進んでから当然治療に入ることになりますと、多額の医療費がかかることになりますので、早期発見・早期治療という意味からも、それから医療費の適正化という、そういう意味からも効果が出てるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○根本委員

ありがとうございます。2名の方が治療して、今治療を行っているということで、介護予防や医療費の抑制という意味では大変やはりその効果はあらわれてるなど、このように思います。

それで、実は20年度も質疑の中でいろいろ当時の課長さんとお話したんですけれども、本年度はとりあえず領収書を持ってきたときにお支払いをします。医療機関でかかって、まず自分がかかった費用を支払って、そして領収書を持ってきて窓口申請をして、そして本人の口座に振り込みになるんですかね。そういう体制で今年度はやりますと、当時の課長さんはね。しかしながら、その状況を踏まえながら、窓口で一々申請をしてやらないように、現物支給と言った方がいいのかな、それとも、何ていうんでしょうね、そういうことを考えていきたいというふうに当時の課長さんはおっしゃってました。今このように推進をされていて、課長さんは来年へ向けてその辺はどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○大森国保年金課長

現在の状況としましては、領収書等を持ってきてもらって口座の方に振り込みするという形でございます。それで、現物支給の検討もしたということは私も引き継ぎ受けて聞いてございます。ただちょっと今、私ことしの状況を見てたところでは、領収書も持ってきていただくんですけども、その領収書持ってきていただくときに検診の結果も一緒に持ってきていただくようなちょっとシステムになってございます。それで、現物支給のような形で後から市役所に来なくてもいいというようなことになると、その結果がどうだったのかなという点もあるので、その辺はちょっと、ことしの状況まだ途中ですので、今後の状況等も見ながらちょっと考えていきたいなと思います。

○根本委員

検診の結果等については医療機関との連携もとれますからね。当局の方でどこの病院でやるかというのは前もってわかるわけですから、医療機関から直接その検診結果をいただいてもそれは構わないと思うので、いずれにしても、市民の皆さんが利用しやすいように今後とも御検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○深谷委員

私 137 ページの1番の保健衛生普及に要する経費。国民健康保険優良家庭の表彰ということで、これたしか前回、伏谷委員さんの方から何かお話があって、1年間無診療の場合は図書券1,000円でしたかね。（「どこの137」の声あり）ごめんなさい。資料7です。それで、この1年の場合と3年の場合でちょっと違いがあるのかということと、前年度と比べて件数がふえているのかどうかということを一つつお伺いしたいのと、もう一つ、この優良という部分はどこを指して優良ということなのかを教えてください。

○伏谷委員長

137ですか。（「173です、ごめんなさい」の声あり）

○大森国保年金課長

優良家庭ということで、1年間保険証を使って病院等にかかったことがない。それから3年間の場合は当然、3年間その世帯の方が病院にかかったことがないというような世帯の方について表彰をして、それから記念品をお贈りしているというような、そういう内容になってます。

昨年等の状況なんですけれども、ちょっとお待ちください。

昨年は1年間無診療が171世帯、それから3年間無診療が24世帯ということで、若干昨年に比べますとふえているというような状況でございます。

○深谷委員

それは大体同一世帯になるんですかね。去年の20年度のやつとプラス2件と1件ずつ、2件ずつですかね、ということになってるんですけれども。

といいますのは、これで図書券でしたっけか、1年が1,000円、3年が幾らとかって、もしあれば教えてください。

○大森国保年金課長

昨年の状況ですけれども、同一世帯かどうかまで、申しわけございません。ちょっと確認はしておりませんでした。

あと、その表彰の記念品ですけれども、昨年、平成20年度は1年間無診療が図書券、それから3年間無診療が記念品ということで血圧計を贈っております。（「値段も、図書券、血圧計の値段お願いいたします」の声あり）図書券が1,000円です。血圧計が7,000円相当ということでございます。

○深谷委員

これは視察に向かう最中の電車の中で伏谷委員と真剣に議論したんですけれども、このやっぱり1,000円と血圧計ということで7,000円ということで、この国保会計というのは、どうしても扶助費ですとか何とかというのはこれから右肩上がりであって行くという中で、こういった御家庭は国保の税金を納めながら病院に通わないということで、本当に多賀城市にとってはありがたい家庭だというふうに考えております。そんな中でこういったものをもう少し額を上げて公表することで、市内の御家庭でちょっとぐらいの熱だから病院に行かないとか、ちょっと風邪引いたから行こうとかかっていうような部分の、といいますのは、私の、ちょっと恥ずかしながら、うちの家内に病院、子供たちがちょっと熱が出たから行こうかというふうに言ったときに、「どうせただだから」という言葉があったわけですよ。でも無料ということの裏にはやっぱり税金という負担があるという部分を、やっぱり今乳幼児医療費の関係も含めて、何でも無料という裏には必ず皆さんの税金が投入されているということをやっぱり理解いただくためにも、こういった部分の額をもう少し上げてやることで医療費の歳出の削減にもつながるのではないのかなと思うんですが、これを上げて、じゃ家庭で健康に生活を送るための努力を各家庭で一丸となってやることで、家庭内のいいバランスにもなるのかなと。伏谷委員長、ちょっと題にして言うのも何ですが、伏谷家ではエアコンをつけずに体温調整を図って病院にかかることがないというので去年表彰されたというお話もあったんですが、やっぱり家庭一丸となつての努力があって、こういった表彰があるのかなというふうに私感じております。なので、こういったものを一気に、例えばこれを1万円、2万円と上げてしまうと、じゃそれが欲しいがために子供を病院に連れていかないと何か病気になってしまったというのも、それは問題になりますので、その段階的な部分で、こういった部分を1年間とか3年間ということではなく、何回という部分でもやることで病院という感覚をどうにか抑制できないものかなと思って検討していたんですが、今の意見に対しての所見を、部長さんから伺いたいんですけれども。

○内海保健福祉部長

幾らだったら頑張れるのか、そうでないのかというふうな多分議論になってしまうと思うんですね。ですから、ここでの記念品をどうするという問題については、必ずしもこれがもらえるから医者にかからないとかというふうな話では決してないと思います。ですから、保険の制度はすべて同じなんですけれども、これは支え合いの仕組みです。自分はその病気にならないから、保険料を払わなくていいんだというふうな話には絶対ならない。介護保険を入れるときも、税金でやるか保険の制度にするかということで大分国の方でも議論がありました。これを支え合いの仕組みでやっていこうということでここまで来ると。医療保険の形についてはその最たるものです。ですから、お互いがお互いを助けよう、支え合おうというふうな話ですので、ここは1年間診療、お医者さんにかからなかったということ、ある意味みんなで拍手をしましょうという形のものだというふうな形で御理解いただければいいのかなというふうに思います。

○深谷委員

そこは御理解はしてるんですが、やはり、何ていうんですかね、これ結局、例えばこれを今の問題になっている高速道路の無料化と一緒に、乗らなくても税負担ということで、乗らない人も使う人もということでの負担ということと一緒にのかなという部分を含めまして、やっぱり乗らないのと診療に行かないのと、そういう部分と考え方的にこれから同じになるような方向で進みますので、その辺もやっぱり多少の例えば血圧計もいいけれども、例えばこれに1年行かなければ5,000円、例えばその御家庭に上げたとしても1回病院に行かれる診療代よりもかからないわけじゃないですか。だから、それぐらいを考えれば別にその1,000円である必要はないかなと。別にそれを上げるから頑張るとかということではなくて、こういうことを目標に家庭一丸となって頑張りたいということをやったりやることも必要なのかなと思うので、もう一回答ください。

○内海保健福祉部長

これ永遠に繰り返さなくちゃならなくなるかもしれませんが、多分これは人それぞれで感覚が違うんだろうと思います。ですから、多賀城市が我々が考える感覚としてこういった設定にしておりますけれども、多分これを2,000円だ3,000円だ5,000円だっというふうにしていても、やがてやっぱり同じような議論が再び繰り返されるんじゃないだろうかと思います。ですから、ここは、実はこれをお金の価値に置きかえて考えるからこういうふうになってしまうんであって、そうでなくて、やっぱり健康でよかったねということをお互いに讃えてやりましょうというふうな形で受けとめれば、金額の多寡の問題にはならないんだろうというふうに思っております。

○深谷委員

検討の余地はなしですか。

○内海保健福祉部長

多分今の議論で大方の理解は得たものと解釈しております。

○佐藤委員

7番の169ページなんですけど、資格証明書の交付に係るということなんですけれども、20年は資格証明書は1人だったということでしょうか。

○千葉収納課長補佐

そのとおりでございます。ちょっと済みません。対象者42人で交付が1名でございます。

○佐藤委員

現時点では何人。

○千葉収納課長補佐

18世帯に交付しております。済みませんでした。

○佐藤委員

現時点で18名ということですか。

インフルエンザの問題なのですが、資格証だと現金で一時全額払わなきゃいけないということでは、病気にかかったときに余り早く行って本当にインフルエンザもらってくるという話もあるんですけども、違った場合は、かえって早く行かない方がいいよなんて話もテレビなんかでこの間言ってましたが、そうでなくて、本当にインフルエンザにかかっている場合に病院の受診のおくれということが問題になるかと思うんですけども、そういうところの対策というのは何か考えてましたでしょうか。

○千葉収納課長補佐

インフルエンザの場合だと、資格証を交付されている方は連絡並びにうちの方に電話あれば、病院なりの方にお届けすることは考えております。

○佐藤委員

保険証を届けるということですか。とにかく現金で窓口で支払わなくてもいいという状況にするということを考えているということですか。それは資格証明書の御家庭にはきちんと通知しておくとか、お知らせしておくこと大事だと思うんですけども、そういう点ではいかがでしょうか。

○千葉収納課長補佐

今現在、国民健康保険等納税で相談窓口を開いております、その中で案内通知文を出しております。今現在、相談窓口に来てそういうことについてであれば即交付しますし、また、来なくて病院等の方から連絡あれば、早急に病院の方までお届けしたり、本人に渡したりするようにやっております。

○佐藤委員

お金がなくて病院にかかれなくて重症化になったという事態は避けていかなければならないと思いますし、そういう方向でしっかり対応していくことが大事だというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○柳原委員

行政評価の取組の126ページから1点お聞きします。

国民健康保険の保険証これから届くわけですけども、この中に配達記録が21年の3月に廃止になったと。ため、これからは簡易書留に変更する予定だと書いてありますけれども、簡易書留になると郵送料って幾らぐらいふえるかわかりますか。

○大森国保年金課長

ちょっとはっきりした金額は手元にはないんですけれども、こちらは実は事務事業評価の評価表の中で簡易書留等ということで記載させていただいておりますけれども、現在、10月1日からの保険証の発送について準備しております。準備している中で現在、宅配便で送付を考えてございます。

○柳原委員

宅配便ということで、やはり個人情報にかかわることなので、ぜひ市民の手元に確実に届くように、多少料金が高くなっても確実性の方を優先して、これからも続けていってほしいと思います。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

- 老人保健特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○伏谷委員長

次に、平成20年度多賀城市老人保健特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。

○大森国保年金課長

それでは、資料8をお願いいたします。資料8の41ページでございます。

資料8の41ページでございますけれども、平成20年度老人保健特別会計決算資料に基づきまして御説明申し上げます。

資料の説明に入ります前に、老人保健制度について御説明申し上げます。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されまして、老人保健制度は平成20年3月末で終了しております。しかしながら、医療費等の支払いは、3月診療分から2月診療分までを1年度としているために、平成20年3月分が平成20年4月以降の請求・支払いになっております。また、医療機関からの医療費請求は診療後2年間可能だということで、月おくれ請求分等もございますので、それらを加えたものが平成20年度の決算にあらわれているということになります。

それでは、資料に基づいて順に御説明申し上げます。

左上になりますけれども、1受給者数年度平均ということで国保と社保の合計で申し上げますが、合計で4,660人、対前年度比101.0%でございます。

次に、右側の給付額の内訳になりますけれども、これも合計欄で申し上げます。一部負担金が2,774万5,048円、老人保健負担金が3億6,200万5,613円、総医療費が3億8,975万661円でございます。

次に、3の老人保健負担金の内訳でございますけれども、基金交付金につきましては所要額が1億9,498万2,614円、収入額が1億9,521万4,000円で、差し引き23万1,386円の返還金となるものでございます。

次に、国庫負担金ですけれども、所要額が1億840万2,557円、収入額が9,955万6,424円で、差し引き884万6,133円の追加となるものでございます。県負担金でございますけれども、所要額が2,710万639円、収入額が2,721万709円で、差し引き11万70円の返還金になるものでございます。その他収入は第三者行為に係るもので、収入額が433万6,457円でございます。一般会計繰入金は所要額が2,710万642円で、収入額が2,753万4,648円で、差引額が43万4,006円でございます。過年度収入につきましては、前年度の追加分で841万1,466円でございます。

次に、下の総医療費の内訳でございます。

一番下の合計欄で申し上げますけれども、国保の件数が1万2,653件、費用額が3億3,060万7,481円でございます。社保の件数が2,250件、費用額が5,914万3,180円でございます。合計の件数ですけれども1万4,903件で、費用額が3億8,975万661円ございまして、対前年度比が件数で9.3%、費用額で9.2%ということで、前年に比較しますと前年の大体10分の1程度の金額になってございます。

次に、資料5をお願いいたします。資料5の28ページでございます。

歳出の方から御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費につきましては、不用額43万853円ですけれども、各節の執行残でございます。

2款1項1目医療給付費から3目高額医療費までは、先ほど資料8で御説明申し上げましたとおりでございます。

4目の審査支払手数料、次の3款諸支出金、それから次のページにまいりまして、4款の予備費ですけれども、それぞれ各節の執行残でございます。

次に、同じ資料の24ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目医療費交付金1節現年度分で、予算現額2億658万2,000円に対し収入済額1億9,521万4,000円でございます。2節過年度分は収入がございませんでした。

2目審査支払手数料交付金1節現年度分で、予算現額148万5,000円に対し収入済額142万4,000円でございます。2節過年度分は、予算現額1,000円に対し収入済額1万905円でございます。

次に、2款1項1目医療費負担金ですけれども、1節現年度分で予算現額1億1,359万5,000円に対し収入済額9,955万6,424円でございます。2節過年度分につきましては、予算現額1,000円に対し収入済額841万1,466円ございまして、これは平成21年3月に追加交付の決定があったことによるものでございます。

3款1項1目県負担金1節現年度分で、予算現額2,839万9,000円に對しまして収入済額2,721万709円でございます。2節過年度分は収入がございませんでした。

4款1項1目一般会計繰入金で、予算現額3,303万2,000円に対し収入済額3,012万2,292円でございますが、内訳は、医療費給付費等繰入金が2,753万4,648円、事務費繰入金が258万7,644円となっております。

5款1項1目繰越金で、予算現額、収入済額とも580万2,000円でございます。

次に、6款1項1目延滞金と2目加算金は収入がございませんでした。

次のページをお願いいたします。

2項1目第三者納付金で、予算現額 418万 6,000円に対し収入済額 433万 6,457円でございます。これは合計3件分でございます。

2目返納金で、予算現額 127万円に対し収入済額 135万 6,732円でございます。これは合計14件分でございます。

3目過年度収入は、収入がございませんでした。

4目雑入で、予算現額 1,000円に対し収入済額 7,992円でございます。これは非常勤職員の雇用保険に係る分でございます。

次に、主要な政策の成果に関する説明書でございますけれども、先ほど議会資料の方で主な説明をさせていただきましたので、省略させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○伏谷委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。再開は午後2時といたします。よろしく申し上げます。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

○伏谷委員長

それでは再開いたします。

- 介護保険特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○伏谷委員長

次に、平成20年度多賀城市介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。

○鈴木介護福祉課長

それでは、平成20年度介護保険特別会計決算の説明をさせていただきます。

初めに、概要を簡単にお話しさせていただきます。

平成20年度は第3期介護保険事業計画の最終年で、計画では、高齢者に対する介護認定者の割合が15%台まで上がると推計されておりましたが、実際は13%台で推移しております。

これは 12 年度に創設された介護保険制度が社会保障として定着し、サービスを必要とする被保険者に制度周知が行き渡った結果、出現率が安定的に推移するようになったものと考えられます。

また、地域密着型サービス事業につきましては、栄一丁目に小規模特別養護老人ホームを整備する予定の社会福祉法人を選定しております。

次に、介護予防事業につきましては、本市が昨年 8 月に実施したアンケート調査によると、介護認定を受けていない高齢者の約半数は、現に介護予防を実践していると答えておりますし、30%はこれから介護予防に取り組みたいと回答するなど、急激な意識の高まりを実感することができます。

また、地域支援事業につきましては、19 年度に民間委託した東部・西部の地域包括支援センターに加え、中央地区地域包括支援センターを社会福祉協議会へ民間委託しております。

次に、平成 20 年度決算について説明させていただきますので、資料 8 の準備をお願いいたします。

42 ページをお開き願います。

平成 20 年度介護保険特別会計説明資料に基づいて説明申し上げます。

保険事業勘定についてですが、表 1 の被保険者数につきましては 1 万 827 人、前年度比 3.97%の増加でございます。要介護認定者数は 1,466 人、前年度比で 4.27%の増加でございます。

次に、要介護等出現率は 13.54%と 0.04 ポイント、わずかではございますが、前年度より上がっております。これは前期高齢者の伸びに比較し、後期高齢者の伸びが高いことも影響していると考えられます。

次に、介護サービス利用者数は 1,287 名で、認定者の伸び率より低かったために利用率は 0.46%とわずかに下がっております。

次に、表 2、月平均の要介護認定者数でございますが、平成 18 年度の制度改正による認定区分の変更の影響も終息し、全体的に安定して推移しております。介護度別比較では、要支援 1 から要介護 1 までの軽度の方の増加が見られます。

次のページをお願いいたします。

表 3 の 1、居宅介護予防サービス利用者数でございます。一番下の利用者計の欄の右側、居宅利用者合計で前年度より 37 人の増加となっております。

表 3 の 2、地域密着型介護予防サービス利用者数については、利用者が 11 名増加しております。中でも平成 19 年に開設した小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が、7 名から 15 名に増加しております。ちなみに、ことし 7 月末の同事業所の登録者数は 22 名で、経営的にも安定しているようでございます。

次に、表 3 の 3、施設サービス利用者数は 256 名で、近隣にも大規模施設の新設はなく、利用者の横ばいの状態が続いております。

次に、44 ページ、表 4 の 1、現年度分の介護保険料収納状況でございます。

平成 20 年度の調定額は、被保険者数の増加により 5 億 2,237 万 2,045 円と前年度から 1,594 万 4,666 円増加いたしました。収入額は 5 億 923 万 1,828 円で、前年度から

1,391万4,005円増加しました。未還付額は112件、63万9,505円でございます。収納額は、収入額から未還付額を差し引いた金額でございますが、5億859万2,323円、前年度から1,385万7,789円増加いたしました。未収額は1,701件、434人分で1,377万9,722円となっております。収納率で前年度比を0.33ポイント下回りました。

表4-2は、滞納繰越分の介護保険料収納状況でございますが、平成20年度の調定額2,043万3,259円に対し284万8,399円の収納額でございます。不納欠損額は684万1,564円で、介護保険法第200条の規定により、2年以上経過の時効による238名分を不納欠損処分したものでございます。収納率は13.94%と前年度を6.89ポイント下回っております。

原因としては、原油高騰に端を発した食料品と物価の上昇により、高齢者の生活の負担が大きかったことなどが考えられます。また、滞納繰越分については、平成18年度の介護保険料の大幅な改定に伴い、調定額が増額したことも影響しております。

なお、介護保険料の徴収については、平成20年度まで介護福祉課で所掌しておりましたが、今年度からは収納課にお願いして、事務の合理化を図っております。

次のページをお願いいたします。

表5、介護給付状況でございます。

各サービスについて、43ページの各サービスの利用者数の変化に応じて給付額が増減しております。また、特定入所者介護サービス費は、施設、ショートステイ、デイサービスの利用者の食費、居住費について、低所得者の方に補給給付を行うものでございます。高額介護サービスについては、前年比で約12%ふえております。

表6、審査支払手数料では、現物給付分については大きな変化はありませんでしたが、高額審査分は、件数も前年比で14%ふえております。

○紺野健康課長

次に、表の7の地域支援事業の状況について御説明いたします。

初めに、特定高齢者介護予防事業でございます。一番上の基本チェックリスト受診者、これは特定高齢者、65歳以上の高齢者で要支援、要介護になるおそれの強い方でございますけれども、特定高齢者の候補者を選定するための受診者でございます。20年度は3,129名でございました。19年度比で36名ほどの減でございますが、制度改正の初年度で社会保険の加入者などの方で受診券の発行が間に合わなかった方もいらっしゃると思います。その影響と考えております。

次の段、特定高齢者年間発生件数ですが、20年度591名で、19年度より67名の増となりましたが、これは制度改正により、生活機能評価が従来よりもより厳密に行われるようになったこと、それから75歳以上の後期高齢者の受診者がふえたことによるものと考えてございます。

次の予防教室でございますが、転倒予防教室を2コース、おたっしや教室を2コース、口腔栄養教室を1コース、それから、閉じこもり予防のための元気回復こもらないで事業をこれを3コース開催いたしました。20年度のコースの数は19年度と同じでございますが、延べ開催数は194回で4回ほど減でございました。これは会場の確保ができなくて、おたっしや教室の回数が減となったものでございます。

次の教室参加人数でございますが、20年度は19年度比で参加者実数で1名減の89名。延べ人数では334名減の943名でございますが、これは通年でおおむね週1回行っております元気回復こもらないで事業、こちらの利用者の減によるものでございます。先ほどもお話ししましたとおり、この事業につきましては週1回でございますので、参加者のうち10の方が2分の1の参加というようなことだと、25週掛ける10人ということで、すぐ250人というような数になってしまいます。そういった要因でございます。

次の改善者数、予防教室参加者の改善者でございますが、20年度は49名で、19年度比で11名の増加となりました。御参加いただいた方の努力と予防教室の効果ではないかと考えております。

次の費用額でございますが、20年度は1,635万1,799円で、19年度比で1,070万7,243円と大幅な増額となっております。これは20年度の制度改正によりまして、老人保健で計上されておりました特定高齢者を決定するための生活機能評価分の経費の増でございます。

続いて、次の表の一般高齢者介護予防事業でございます。こちらの方は比較的元気な方に対する事業でございますが、まず初めに、高齢者教室開催数から御説明申し上げます。

この教室は、市民プールを利用した水中ウォーキング教室、それから地区介護予防教室など合わせて10教室でございますが、開催数は19年度と同数でございますが、延べ回数では6回の増となりました。

次の、教室の参加人数でございますが、20年度は実数で186名、延べ人数で1,652名でございますが、19年度比で実数で63名、延べで491名の増となりました。これは主に地区介護予防教室で19年度は1地区だけの開催でしたが、20年度は3地区で開催できたことによるものでございます。

次の市民講演会の参加者数でございますが、20年度は開催いたしておりません。介護保険の保険計画が3年ごとのローリングということになっておりますので、22年度で検討したいと考えております。

次の、介護予防サポーター養成講座、この参加人数でございますが、20年度では3期生、それから4期生、それぞれのコースを各7回開催いたしました。実数で43名、延べ人数で260名の御参加をいただきました。19年度比、実数で6名減でございましたが、一定の参加は得られたものと考えております。

なお、この講座につきましては、市内47行政区すべてに3名から4名の介護予防サポーターさんがおられて、地域で介護予防活動が自主的に行われるということを目指しておりますけれども、現時点では13行政区の方でサポーターさんがおられません。今年度で一応講座終了の予定でございます。12月から第6期生、最後の募集をかけますので、こちらの募集の方に力を入れたいと考えております。

次の、出前介護予防講座でございますが、地域の依頼を受けて集会所などで主に高齢者の方に対して、多賀モリ体操、あるいは栄養改善のための指導などを行っているものでございます。20年度は100回、延べ1,959名の方に御参加いただきました。19年度比で回数で77回の増、延べ人数で1,259名の増でございます。高齢者の方には好評をいただいておりますが、今後ともマンネリにならないように内容に工夫をしていきたいと考えております。

次に、物忘れ予防相談でございますが、こちらは脳の健康度テストなどを行っております。20年度は7回開催して、参加は実数で23名でございました。19年度比で開催数は同じで

ございますが、参加人数そのものは11名増となっております。脳の健康に対する社会的な注目度と相まって、広報などの周知効果が出たのかなというふうに考えてございます。

最後に、費用額でございます。20年度は19年度比で31万9,646円減でございます。これは予定していた講師を自前でやるなど講師人数の減、それから特定の方の高齢者介護予防事業との調整などによりまして、使わなかったものでございます。

なお、各教室の詳細につきましては、資料7の193ページ、194ページに記載してございますので、そちらの方を御参照願えればと思います。

○鈴木介護福祉課長

次のページ、表8、給付費に係る国庫等歳入状況でございます。

年度の下に記載してあります数字は補助基本額で、合計額は、表5の介護給付費と表6の審査支払手数料のうち現物給付を加算し、平成20年度に被保険者から返還された高額介護サービス費13万1,870円を差し引いたものになります。各負担金の括弧書きのパーセントが法定負担割合で、補助基本額に各負担金の割合を乗じたものが必要額となります。20年度の概算交付による受入額と必要額の差額については、翌年度に精算いたします。

47ページをお願いいたします。

表9、地域支援事業に係る国庫等歳入状況でございます。これも同じく、年度の下に介護予防事業と包括支援事業等がございますが、介護予防事業は、特定高齢者及び一般高齢者を対象にした介護予防事業費でございます。

包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営経費でございます。事業に対する国庫負担金等の割合は、括弧書きで記載しているとおりでございます。また、介護給付費と同じく、各項目の必要額が決算後に確定した額でございますので、歳入額との差額につきましては翌年度に精算いたします。

以上で、資料の説明を終わりました、資料5の準備をお願いいたします。

47ページをお開き願います。

歳出から説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費については、不用額4,136万7,036円でございます。その主なものは、「41ページ」の声あり失礼いたしました。41ページをお開きください。

歳出から御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費については、不用額4,136万7,036円でございます。その主なものとしては、19節に4,001万円の不用額がありますが、これは19年度からの繰越明許費である小規模特別養護老人ホームの施設整備のための補助金4,000万円で、選定事業者の事業のおくれで執行できなかったため、残額が生じたものでございます。

なお、同事業については21年度の当初予算に改めて計上させていただいておりますが、今回の国の緊急経済対策により補助枠が拡大し、補正予算が必要になっておりますので、あすの補正予算の説明の方で説明させていただきます。

資料に戻り、2項1目賦課徴収費については不用額2万9,590円で、各節の執行残でございます。

3 項 1 目介護認定審査会費については不用額 36 万 1,241 円で、各節の執行残でございます。

4 項 1 目運営協議会費については不用額 17 万 1,600 円で、報償の執行残でございます。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費から、次のページの 3 項 1 目特定入所者介護サービス等給付費までの保険給付費につきましては、一括して説明申し上げます。

平成 20 年度では、保険給付費の総額を 22 億 5,381 万 3,000 円と見込んでおりましたが、給付実績が 22 億 2,739 万 5,795 円となりましたので、給付費全体の不用額は 2,641 万 7,205 円となったものでございます。その中で給付費が不足したため、給付費 2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費から 2 項 1 目高額介護サービス費へ 245 万 2,000 円を流用させていただいております。

次のページをお願いいたします。

3 目施設介護サービス等給付費から 4 目居宅介護サービス等計画給付費で 19 万 1,000 円、5 目審査支払手数料へ 9,000 円をおのおの流用させていただいております。

なお、内容については先ほど資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、3 款 1 項 1 目財政安定化基金拠出金については不用額 254 円で、拠出金の執行残でございます。

次のページをお願いいたします。

○紺野健康課長

45 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目特定高齢者施策事業費で不用額 83 万 8,201 円は、各節の執行残でございます。

2 目一般高齢者施策事業費で不用額 75 万 6,750 円でございますが、その主なものは 8 節報償費の 69 万 2,460 円でございます。これは介護予防サポーター養成講座及び地区介護予防教室で見込みました医師などへの講師謝礼でございますが、先ほど資料 8 の表の説明にも触れましたが、介護予防サポーター養成講座の運動指導の部分に関しましては、特定高齢者施策事業の転倒予防教室の委託業務と重複する部分もございまして、転倒予防教室の一部としたこと、それから地区から講師としての医師の要請等がなかったということでの執行残でございます。

○鈴木介護福祉課長

2 項 1 目包括的支援事業費については不用額 123 万 1,401 円で、各節の執行残でございます。

なお、8 節報償費については、青年後見や虐待等の困難事例解決のための専門職のアドバイザー等の報酬を、20 節扶助費については、青年後見人の選任と鑑定費用を予定しておりましたが、どちらも該当者がいなかったために執行されなかったものです。

次のページをお願いいたします。

2 目任意事業費については、家族介護慰労金を支給する事業ですが、平成 20 年度内に対象者がいなかったために執行されなかったものでございます。

5 款 1 項 1 目基金積立金については不用額が 867 円でございます。

6 款 1 項 1 目利子は支出がありませんでした。

7 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金については、不用額 463 円で不足したため、予備費から 25 万 700 円を充用させていただいております。

2 目の償還金については不用額 671 円でございます。

2 項 1 目他会計繰出金及び 2 目介護サービス事業勘定繰出金は、支出がありませんでした。

8 款 1 項 1 目予備費については、さきに説明のとおり、7 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金に充用しております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。33 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 1 節現年度分は、予算現額 5 億 1,321 万 9,000 円に対し調定額 5 億 2,237 万 2,045 円、収入済額 5 億 923 万 1,828 円、収入未済額 1,377 万 9,722 円、収入済額中、還付を要する費用は 63 万 9,505 円でございます。

2 節滞納繰越分は、予算現額 485 万 9,000 円に対し調定額 2,043 万 3,259 円、収入済額は 284 万 8,399 円、不納欠損額 684 万 1,564 円、収入未済額は 1,074 万 3,296 円でございます。

2 款 1 項 1 目 1 節督促手数料は、予算現額 6 万 6,000 円に対し収入済額は 7 万 7,400 円でございます。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分は、予算現額 4 億 612 万 8,000 円に対し収入済額は 4 億 678 万 6,000 円でございます。2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 項 1 目調整交付金 1 節現年度分は、予算現額 5,814 万 6,000 円に対し収入済額は 6,916 万 6,000 円でございます。2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）1 節現年度分は、予算現額 459 万 9,000 円に対し収入済額は 664 万 4,750 円でございます。

3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1 節現年度分は、予算現額 1,877 万 2,000 円に対し収入済額は 1,877 万 2,560 円でございます。

4 目事業費補助金 1 節介護保険システム改修事業費補助金は、予算現額、収入済額ともに 197 万 8,000 円でございます。

5 目地域介護・福祉空間整備等交付金は、予算現額 4,000 万円に対し、収入がありませんでした。歳出の理由と同様で、小規模特別養護老人ホーム整備に係る補助事業の執行がなかったことによるものでございます。

6 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、予算額 2,439 万 2,000 円に対し収入済額は 2,439 万 1,133 円でございます。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 1 節現年度分は、予算現額 6 億 9,866 万 3,000 円に対し収入済額は 6 億 9,530 万 9,000 円でございます。2 節過年度分は、予算現額 451 万 8,000 円に対し収入済額は 451 万円 7,473 円でございます。

2 目地域支援事業支援交付金 1 節現年度分は、予算現額 570 万 3,000 円に対し収入済額は 1,029 万 9,000 円でございます。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分は、予算現額 3 億 2,634 万円に対し収入済額は 3 億 2,631 万 9,000 円でございます。2 節過年度分については収入がありませんでした。

2 項 1 目財政安定化基金交付金は、収入がありませんでした。

3 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）1 節現年度分は、予算現額 229 万 9,000 円に対し収入済額は 229 万 9,875 円でございます。

2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1 節現年度分は、予算現額 938 万 6,000 円に対し収入済額 938 万 6,280 円でございます。

6 款 1 項 1 目利子及び配当金は、予算現額 86 万 3,000 円に対し収入済額は 86 万 2,525 円でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 節介護給付費繰入金は、予算現額 2 億 8,171 万 9,000 円に対し収入済額は 2 億 7,840 万 603 円でございます。2 節地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、予算現額 229 万 9,000 円に対し収入済額は 210 万 506 円でございます。

次のページをお願いいたします。

3 節地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、予算現額 938 万 6,000 円に対し収入済額は 938 万 6,280 円でございます。4 節その他繰入金は、予算現額 6,418 万 4,000 円に対し収入済額は 5,940 万 8,772 円でございます。

2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金は、予算現額 632 万 2,000 円に対し収入済額 632 万 329 円でございます。

2 目介護従事者処遇改善特例基金繰入金 1 節事務費繰入金については、予算現額 224 万 7,000 円に対し収入済額 214 万 2,000 円でございます。

3 項 1 目介護サービス事業勘定繰入金は、予算現額 122 万 2,000 円に対し収入済額 122 万 1,475 円でございます。

8 款 1 項 1 目繰越金については、収入がありませんでした。

9 款 1 項 1 目第 1 号被保険者延滞金については、収入はありませんでした。

2 項 1 目市預金利子は、予算現額 1,000 円に対し収入済額は 2,742 円でございます。

3 項 1 目第三者納付金については、収入はありませんでした。

2 目返納金、予算現額 1,000 円に対し収入済額は 13 万 1,187 円でございます。

次のページをお願いいたします。

3 目雑入は、予算現額 144 万 3,000 円に対し収入済額は 144 万 9,826 円でございます。その内容は、塩釜地区消防事務組合返還金が主なものでございます。

次に、46 ページをお開き願います。ごめんなさい、失礼しました。49 ページです。

以上の結果、介護保険特別会計保険事業勘定の実質収支でございますが、歳入総額 24 億 4,945 万 3,000 円、歳出総額 24 億 1,613 万円、歳入歳出差引額 3,332 万 3,000 円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支 3,332 万 3,000 円を、決算御承認いただければ、全額介護保険事業財政調整基金に繰り入れるものでございます。決算積み立て後の介護保険事業財政調整基金の平成 20 年度末実質保険料は 2 億 6,376 万円となる予定でございます。また、20 年度に新設しました介護保険従事者処遇改善特例基金の平成 20 年度末保有額は 2,224 万円となっております。

次に、介護サービス事業勘定の説明をさせていただきますので、50 ページをお開き願います。

平成 18 年度に中央地域包括センターを市が直営で行った際の介護保険事業者としての事業費です。事業そのものは 20 年 3 月で終了しておりますが、介護報酬の支払いが 2 年後になるため、20 年度で清算するものでございます。

これは特別に歳入の方から説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目サービス収入については、20 年 3 月分の介護予防ケアプラン作成の介護報酬で、予算現額、収入済額ともに 25 万 8,000 円でした。

下から 2 行目の 4 款 1 項 1 目繰越金については、予算現額 96 万 4,000 円に対し収入済額は 96 万 3,475 円で行いました。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出について説明させていただきます。

3 款 1 項 1 目保険事業勘定繰出金については、他の支出はないため、歳入の合計額と同額の 122 万 1,475 円を保険事業勘定に繰り出したものです。

それでは、54 ページをお願いいたします。

以上の結果、介護サービス事業勘定の実質収支でございますが、歳入歳出総額は同額の 122 万 1,000 円、歳入歳出の差引額はゼロとなり、介護サービス事業勘定を 20 年度で廃止したものでございます。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

なお、主要な施策の成果の説明については、先ほど資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

○伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。挙手を願います。

○佐藤委員

3 点ほど質問させていただきます。

5 番の 34 ページの介護従事者処遇改善臨時特例交付金で、これは事業所何力所で大体どのぐらいのアップになったのかなというのを参考までに教えてください。

○鈴木介護福祉課長

これは昨年度に国から交付されておるもので、これは介護報酬が3%上がるという見込みのもとに介護保険料も上がるものですから、その補てんのための交付金なんですね。それで、介護報酬が実際どのくらい上がったかということについては、厚生労働省の方でこれからきちんと調査をするということを計画しております。その結果はまだ来ておりません。

○佐藤委員

わかりました。

次に行きます。48ページです。任意事業のところでは11万円、家族介護慰労金、対象者がいなかったという報告でしたけれども、本当にいなかったんでしょうか。

○鈴木介護福祉課長

これはあくまでも非課税世帯で、要介護4、5の方を介護保険サービスを使わないで介護をされているという方が対象なんです。それで、私どもの方でも認定者の4、5の方々をシステムの方で検索しまして、結果として、いらっしやらなかったということでございます。

○佐藤委員

今回の決算見ますと、3,000万円ほどお金も余ったようですし、皆さんで努力して使わなかった、なるだけ経費を減らしていったということなんだと思うんですけども、今の介護を家庭で支えている人たちの実態を見たときに11万円の金額でいいのかなという、御褒美という感覚でいえばですよ、そして、しかも介護度一定重い人たちを介護している家族の方に対する御褒美ということからいえば、もうちょっと範囲、許容範囲を広げていって、家族で介護していて御苦労さんですという思いを伝えるということも大事ではないのかなというふうに思うんですが、非課税世帯というだけに限らず、努力をされているところでは本当に孤独な介護を続けている方もいらっしやいますので、そういう思いでは社会に自分の努力を認めてもらっているというふうなことも含めて考え、許容範囲を広げていくという点ではいかがですか。

○鈴木介護福祉課長

この事業につきましては、大分私もこの仕事をしてから5年ほどたつんですが、該当の方はいらっしやらないんですね。それで、恐らく介護サービスをきちんと使われているということだと思うんです。ですから、どちらかと言えば、私たちとしましては、やはり介護サービスをきちんと適切に使っていただいて、快適な高齢者が生活をしていただけるということの方が大切かと思っております。

○佐藤委員

理想を言えばそういうことなただけけれども、経済的な関係で介護度は重いけれども使えないというような人たちも含めると、なかなかそういうふうにはいってなくて、そういう方たちに1年1回御褒美という点で考えれば、門戸を広げていくのも一つの思いやりではないのかなというふうに思いますけれども、引き続き検討をしてみたいはいかがでしょうか。お願いをしておきます。

それから、もう一つです。7の194です。包括支援センターなんですけど、これは制度的には中学校単位に1カ所ずつということではなかったかしら。

○鈴木介護福祉課長

中学校単位ということよりも、やっぱり各保険者に任せられている部分があるんですね。そして、必要な専門職の方、必要な専門職を配置しなければならないんですが、そういった方々の対象、適応できる人数というものもあると思うんです。それでもって設置するような形になるんですが、今のところ、私どもの方は1包括支援センターに専門職を1名ずつ、計3名配置しているんですけども、そこからしますと、まだ余裕はあるんですね。ですから、学校単位といっても、やっぱりその学校の大きさというものがいろいろだと思いますので、その辺のところから私どもは考えております。

○佐藤委員

制度発足のときにはたしか、その学校の大きさいろいろあっても、地域では中学校単位ぐらいにあるのが理想だというふうに書いてあったように私は記憶をしています。そういう意味では考え方として物事の基準としてその辺は正しいんだというふうに思うんですが、中学校単位が大きくなれば箇所数も大きくなるだろうし、そういうことでは多賀城はまだ三つしかないということで、今回ちょっと包括支援センターの方のお仕事をつぶさに拝見する機会があったり、あるいは訪問したりすることがありまして、なかなか24時間対応で大変な仕事を3人でしてらっしゃるなという思いでお聞きしました。だから、そういう中でちょっとこういうふうに見ると、件数も多いし大変だなというふうに思うんです。で、もう1カ所ぐらい多賀城はふやす必要があるのではないかというふうに思うんですが、そういう検討もしていいかですか。

○鈴木介護福祉課長

私どもの方では、確かに地域包括支援センターの職員の方の仕事がすごく多くて大変だというのは承知してます。箇所数をふやすかどうかということもありますし、一包括支援センターの職員をふやすという方と両方あると思うんですけれども、具体には今、国の方でもこんなに包括支援センターの仕事が多くなるというふうには見込んでなかった節がありまして、この第4期の介護保険事業計画を策定している間に、国の方でも、本当に地域包括支援センターの業務はこれでいいのだろうかというところを検討することになっているんですね。そういったこともありますので、ちょっと私どもの方は、確かに現状が十分だとは考えておりませんが、そのような動きも見ながら今後、検討していきたいと思っております。

○佐藤委員

包括で働く人たちが大変だということは、それを受け取る人たちはもっと大変だということになるんです。高齢者の人たち、介護保険に受け入れてもらえない高齢者の人たちが大変不自由な思いやら、心細い思いやらしているということになりますので、ぜひその辺の見直しのときに、そういう思いも反映できるような制度をつくっていただくということでは大きな声を政府に対して上げていくことが必要だと思いますので、よろしく願いをいたします。

○伏谷委員長

答弁よろしいですね。（「いいです」の声あり）

○中村委員

確認させていただきます。今回の介護保険特別会計において保険事業勘定において黒字であったと。非常に喜ばしいことと思います。それで、ちょっと確認させていただきます。

資料 8 の 45 ページに各種の介護予防教室がありますよね。この予防教室に NPO 法人多賀城市民スポーツクラブはどのぐらい関与しているのか、その辺をお伺いします。

○紺野健康課長

特定高齢者事業の水中ウォーキング教室、こちらは市民スポーツクラブの方をお願いしております。それから、老人福祉センターの方で行っております健康教室の方の体操の部分も、市民スポーツクラブの方をお願いしております。以上です。

○中村委員

スポーツクラブでも積極的に協力をすると、そういう姿勢でありますので、ぜひスポーツクラブの方の協力を仰いでいただきたいと思います。以上です。

○竹谷委員

単純な質問で恐縮ですが、施設サービス利用者数がありますけれども、実際に施設を利用したいと思うけれども、施設があかないで待機しているという方々もいるやに仄聞してるんですけども、その辺はどのように把握しておりますか。

○鈴木介護福祉課長

昨年、私どもの方から特養の待機者ということで全県的に調べた人数 144 名、多賀城市内にいるということをお話し申し上げていると思うんですけども、その 144 名の内訳といいますのが、そのうち 90 名は、ほかの介護保険の事業所に既にもう入っていらっしゃる方なんです。ですから、54 名が入っていらっしゃらないという方なんです。そのうち 10 名はまだ介護保険の認定を受けてない方なんです。ですから、実際に認定を受け、自宅で待機していらっしゃる方というのは 44 名で、そのうち介護度で申し上げますと、中・重度の方というのが大体 37 名ぐらいだったと思います。それで、去年のこれ 3 月の調査ですので 2 年ぐらい前の話ですので、その少し多めに見ても 50 人くらいなのかなって思っております。今回私どもが栄一丁目の方に小規模特別養護老人ホームを計画しておりますけれども、その定員は 29 名なんです。それで、あとは第 5 期で計画しております事業所というのが、やはり最終年に小規模特別養護老人ホーム 29 名分を計画しておりますし、それからグループホーム、それを 2 ユニットということで 18 人分ですね、を計画しておりますので、大体その喫緊に対応しなければならない部分というのは、今回の事業計画中に対応できるのかなと思っております。

○竹谷委員

今の説明聞くと、大体おおむねそれなりに対応できる状況下でありつつあるというふうに理解してよろしいのか。それとも、まだまだ不足しているという前提にあるのか。その辺はどういうふうに理解したらいいでしょうか。

○鈴木介護福祉課長

国の方でも一応基準みたいな、入所の基準みたいなものがあるんですけど、それと比較しますと、大体今の私が申し上げた計画がきちんと実行されれば、国の基準を上回る入所者になると思います。

○竹谷委員

実は、先ほど中村委員もお話し、45 ページの監査報告の中で実質単年度収支が 5,100 万円黒字ということになっているわけで、ですから、そういうものの資金活用等も含めて、

例えばそういう施設をつくりたいという人がいれば、そういう資金も活用しながら、そういうところをつくっていくための施策というのも大事なのかなというふうに思ったものですから、基金としてあればいいというよりも、今困っている方々をどう対応してやるかということも私は大事なんじゃないのかと。それが在宅だけに押し込むんじゃなく、そういうところで手助けをしてやるんだということも、この介護保険制度の中では重要視すべきじゃないかというふうに見ておったものですから、ぜひともこういうものを、ただ黒字になったからいがたいがたいじゃなく、その資金をどう活用していくかということも一方では考えて、弱者の皆さん方に厚い手当てをしていくというのも大事ではないかというふうに感じておりますので、私の意見がもし間違いでないとするれば、ひとつ努力をしていただきたいなということをお願いしたいところなんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木介護福祉課長

やはり介護保険の一番の問題点は、その待機者の解消だと私も思っておりますので、実現できるように努力していきたいと思っております。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

○柳原委員

資料7の188ページ、介護認定の審査判定件数ですけれども、ことし介護認定の基準が変更になるということで、去年よりも要介護度が軽くなる人がたくさん出るんじゃないかということで随分マスコミでも話題になりましたが、その後、認定の基準の見直しの見直しとか、またそれを見直すとか、何回も見直すということが言われて、私も今現状がどうなっているのかよくわからなくなっている状態なんですけれども、この辺の、ことしの判定の件数とか、傾向とか、わかっていることがありましたら、ちょっと教えてください。

○鈴木介護福祉課長

確かにことしの4月に調査項目を変更いたしまして、82項目あったものが74項目に減っております。それで、そのときに余りにも被保険者の方々に周知することもなく始めたものですから、それではうまくないということで経過措置を設けまして、今月まで6カ月の経過措置を設けて、その間に申請された方については、新しい項目での調査はするけれども、調査結果については前回の調査結果そのものをそのまま引き継いでいいと、それは希望者だけなんです。そういうことで対応してまいりました。その間、厚生労働省の方で認定調査の項目についてもう一度見直しました。それで、経過措置は9月までで終了し、10月からの申請者については、調査項目はこれまでと変わらず74項目ということにするということで、ただ、実際に介護に従事している方や何かから、いろいろと意見をいただいているので、調査項目の中の定義っていうですけども、例えば新しい方法ですと、そこに調査に行ったときに高齢者に「生年月日を教えてください」と言ったときにきちんと答えられた。でも御家族に聞くと、「いつもはわからないのに」というような場合がありますよね。そういった場合には、新しいことしからののは、そのときに実際に答えられた場合は「わかった」というふうに調査結果に、そういった調査結果にしようと思ってたんですが、それではうまくないと。やはり頻回な方、多く出る方ですね、高齢者の場合はたまたまそのときできたということもあり得るので、頻回な方をとりましようということになってます。それから、例えば「立つことができるかどうか」ということについても、両足のこのこのところ、ひざをついて立ったりなんかするときに、自分のひざについた場合は「自立」ということの判定だったんですが、それはつまり立ちを、「何かにつかまれば立てる」といった判定に変えるとか、そういったふうに実際調査に当たっている方とか、そ

ういった方々の御意見を聞いて、その定義を幾つか変更しております。そういったことで調査項目を変えずに実施しようということで 10 月から始まります。以上です。

○柳原委員

74 項目というのは変わらないけれども、その中身の判定は現場の意見をなるべく聞いてやるということなので、ぜひ介護認定受ける方が困らないように、ぜひ現場でよく意見を聞いてやっていてもらいたいと思います。

○伏谷委員長

答弁よろしいですね。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。再開は 3 時 10 分といたします。

午後 2 時 58 分 休憩

午後 3 時 10 分 開議

○伏谷委員長

それでは、再開いたします。

- 下水道事業特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○伏谷委員長

次に、平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。

○櫻井下水道課長

それでは、平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計の決算について御説明申し上げます。

初めに、事項別明細書の説明の前に資料 8 の議案関係資料を説明させていただきます。資料 8 の 49 ページをお開きください。

平成 20 年度下水道事業特別会計決算総括表（歳入）でございます。

平成 20 年度の歳入決算額は合計 31 億 9,843 万 9,848 円となりました。

次のページをごらんください。

平成 20 年度下水道事業特別会計決算総括表（歳出）でございます。

平成 20 年度の歳出決算額は合計 31 億 5,890 万 5,948 円となりました。

歳入歳出ともに平成 19 年度決算額と比較できるようになっておりますが、平成 19 年度決算額には平成 18 年度企業会計の清算行為の費用が含まれておりますので、一概に比較でき

ないものですので御了承ください。歳入歳出それぞれの内訳につきましては、後ほど事項別明細書にて御説明申し上げます。

48 ページにお戻りください。

下水道事業の雨水事業、汚水事業別の歳出配分です。

雨水事業及び汚水事業の公債費の当初と決算額の差額 4,505 万 2,000 円につきましては、平成 19 年度において実施した公的資金補償金免除繰上償還制度活用による借りかえにおける効果であります。

また、雨水事業建設費の当初と決算額の差額 1 億 7,112 万 4,000 円につきましては、主として平成 19 年度からの繰り越しであります。

下の表、汚水事業の歳出配分と歳入内訳です。当初と決算の差の大きなものは、公債費において平成 19 年度において実施した公的資金補償金免除繰上償還制度活用による借りかえにおける効果であります。

51 ページをお開きください。

業務比較表、汚水費用構成及び汚水処理原価調べ、雨水費用構成調べでございます。

52 ページ、下水道事業の地方債の残高の資料でございます。

53 ページ、下水道事業の元利償還金の雨水、汚水の内訳と、それに対する財源の内訳について、当初予算時と決算を比較したものでございます。

当初予算時における元利償還金の合計額は、上段の表中、合計欄で 20 億 7,286 万 9,000 円、この元利償還を賄う財源として下水道使用料 4 億 711 万 8,000 円、資本費平準化債を 5 億 1,080 万円、下水道事業債特別措置分を 8,640 万円、最終的に一般会計繰入金は全体で 10 億 6,855 万 1,000 円としておりました。これが決算におきましては元利償還金が、中段表中の合計欄で 20 億 3,089 万 7,000 円となり、当初と比較して 4,197 万 2,000 円減額となっております。これは公的資金補償金免除繰上償還制度活用による借りかえに伴う利息の軽減によるものが主とするものでございます。

この元利償還金を賄う財源につきましては、下水道使用料が 4 億 5,980 万 9,000 円で、当初と比較して 5,269 万 1,000 円の増額、資本費平準化債が 5 億 2,930 万円で、当初と比較して 1,850 万円の増額、下水道事業債特別措置分が 8,680 万円で、当初と比較して 40 万円の増額、また、仙塩流域下水道維持管理負担金返還金について、額の確定により 6,941 万 4,000 円が新たに充当され、下水道事業受益者分担金及び負担金を新たに 419 万 8,000 円充当し、結果的に一般会計繰入金については 8 億 8,137 万 6,000 円の繰り入れとなり、当初と比較して 1 億 8,717 万 5,000 円の減額となりました。

それでは、資料 5 の 59 ページをお開きください。

初めに、歳出の方から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 72 万 6,800 円の不用額につきましては、各節の執行残でございます。

次に、1 款 2 項 1 目雨水管理費で 485 万 3,241 円の不用額につきましては、各節の執行残でございます。11 節需用費のうち八幡雨水幹線の修繕につきましては、両側で 553.7 メートルを修繕しております。

1 款 3 項 1 目賦課徴収費でございますが、24 万 1,000 円の予備費充用を行っております。これにつきましては下水道使用料の過年度分の還付が生じたものであります。

2 目汚水管理費で 665 万 6,069 円の不用額につきましては、各節の執行残でございます。

3 目水質規制費で 63 万 4,992 円の不用額につきましては、各節の執行残でございます。

次のページをお開きください。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 1,708 万 8,578 円の不用額につきましては、各節の執行残でございます。施工箇所につきましては、平成 19 年度からの繰越箇所も含めまして市内 29 カ所の整備を実施いたしました。

2 目流域下水道建設費で 2 万 6,912 円の不用額につきましては、19 節負担金、補助及び交付金の執行残でございます。

次に、3 款 1 項 1 目公債費につきましては、23 節償還金、利子及び割引料の執行残でございます。不用額の 307 万 724 円につきましては、一時借入金発生時の利息として予算化していたものの不用額でございます。

次に、4 款 1 項 1 目予備費につきましては、1 款 3 項 1 目賦課徴収費に対しまして 24 万 1,000 円の予備費充用を行っており、558 万円が不用額となりました。

以上で歳出決算事項別の説明を終わります。

次に、下水道事業の主要な施策の成果に関する説明を行いますので、資料 7 の 179 ページをお開きください。

1 款 3 項 2 目汚水管理費のうち事務事業の成果について御説明申し上げます。

中段下の表をごらんください。下水道事業の事務事業評価対象事業といたしまして、公共下水道への接続促進業務を記載させていただきました。活動指標では、未接続家屋の公共下水道への接続状況調査及び訪問勧奨したうちの接続件数について計画数値を示させていただきました。

計画では、未接続の接続状況調査を 30 件、訪問勧奨による接続件数を 5 件としておりましたが、平成 19 年度における無届け工事の発見を機に未接続家屋の精査を行い、直接訪問調査と訪問勧奨を同時並行で進め、結果、接続状況調査を 555 件、勧奨による接続件数は 2 件となりました。今後とも接続促進を図ってまいりたいと考えております。

また、今回の 555 件の現地調査により、新たに 99 件の無届け、もしくは未賦課が確認され、その解消に向けて現在、対応に取り組んでおります。

平成 21 年 9 月 1 日現在での進行状況について御説明申し上げます。

今回新たに確認された 96 件中、無届け件数は 54 件で、未賦課件数は 42 件、合わせて 96 件でありました。54 件の無届け件数のうち、当月賦課完了分が 51 件、料金を発生させた分です。あと、うち遡及完了分が 33 件分、54 件の無届け分のうち、結果、当月賦課未執行分につきましては 3 件、遡及請求未執行分につきは 11 件となっております。

42 件の未賦課分のうち、当月賦課完了分につきましては 20 件、うち遡及完了分につきましては 8 件、結果、49 件の未賦課分中、当月賦課未執行分につきましては 22 件、遡及請求未執行分につきましては 34 件となっております。引き続き、解消に向け対応を図りたいと考えております。

また、平成 16 年度の使用料未請求におけるその後の状況についても御報告させていただきます。

当時、未請求者が 163 人で未請求額が 1,223 万 6,492 円、うち収入済額が 329 万 4,136 円でありましたが、平成 20 年度末現在でございますが、未請求額 1,233 万 6,492 円のうち、収入済額が 758 万 4,836 円となり、また、支払い拒否の方についても当時 41 軒の方がおりましたが、12 人の方に御理解をいただき、現在 41 人から 29 名ということになってございます。

以上で、事務事業の成果並びに未接続調査等の報告についての説明を終わります。

次に、資料 5 にお戻り、55 ページをお開きください。

歳入について御説明申し上げます。

初めに、1 款 1 項 1 目下水道事業受益者分担金でございます。1 節、2 節合わせまして予算現額 156 万円に対しまして調定額 177 万 5,950 円、収入済額 156 万 1,150 円、不納欠損額につきましてはございませんでした。結果、収入未済額につきましては 3 件の 21 万 4,800 円となりました。

次に、1 款 2 項 1 目下水道事業受益者負担金でございます。1 節、2 節合わせまして予算現額 261 万 1,000 円に対しまして調定額 283 万 6,060 円、収入済額 263 万 6,360 円、不納欠損額につきましては 2 件の 4 万 4,600 円となりました。この不納欠損処分につきましては都市計画法第 75 条第 7 項の時効に係る規定によるものでございます。結果、収入未済額につきましては 3 件の 15 万 5,100 円となりました。

次に、2 款 1 項 1 目下水道使用料でございます。1 節、2 節合わせまして予算現額 8 億 3,528 万 7,000 円に対しまして調定額 8 億 5,325 万 9,254 円、収入済額 8 億 3,869 万 6,749 円、不納欠損額につきましては 126 件の 51 万 4,661 円となりました。この不納欠損処分につきましては、地方自治法第 236 条第 1 項の時効に係る規定によるものでございます。結果、収入未済額につきましては 1,977 件の 1,404 万 7,844 円となりました。

次に、2 項 1 目総務手数料でございますが、1 節、2 節合わせまして予算現額 41 万 7,000 円に対しまして収入済額は 36 万 2,500 円となりました。

次に、3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金でございますが、予算現額 2 億 2,409 万 2,000 円に対しまして調定額 2 億 2,409 万 2,000 円、収入済額 2 億 889 万 2,000 円、収入未済額につきましては繰越明許費分の 1,520 万円でございます。

次に、4 款 1 項 1 目県事業費委託金でございますが、これは当初、玉川岩切線の道路改良工事に伴う浮島第一汚水幹線移設に係る設計費用としての収入でございましたが、過去の同等の施工の実績により不要となったことから、補正により減額したため収入の実績はございません。

57 ページお願いいたします。

5 款 1 項 1 目財産貸付収入でございますが、予算現額 229 万 5,000 円に対しまして収入済額は 249 万 6,062 円となりました。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金であります。予算現額 12 億 5,934 万 8,000 円に対しまして収入済額は 12 億 3,197 万 8,497 円となりました。

次に、7款1項1目繰越金でございますが、予算現額12万1,000円に対しまして収入済額12万1,057円となりました。

次に、8款1項1目延滞金及び2目加算金でございますが、収入はございませんでした。

次に、2項1目雑入でございますが、予算現額9,110万1,000円に対しまして収入済額は8,299万5,473円、収入未済額の716万9,450円につきましては、繰越明許費分の歳出のうち、浮島第一汚水幹線移設工事費1,421万8,350円に対し、宮城県より移設補償金として704万8,900円は既に収入されておりますので、それに対する残りの部分となっております。雑入の主なものとしたしましては、相互利用負担金、汚水施設移転等補償金、仙塩流域下水道維持管理負担金返還金などとなっております。

次に、9款1項1目下水道事業債でございますが、うち1節公共下水道事業債で予算現額2億3,200万円に対しまして収入済額は2億220万円となりました。

次に、2節流域下水道事業債で予算現額、収入済額ともに1,040万円となりました。

次に、3節資本費平準化債で予算現額、収入済額ともに5億2,930万円となりました。

次に、4節下水道事業債（特別措置分）で予算現額、収入済額ともに8,680万円となりました。

65ページをお開きください。

最後に、実質収支に関する調でございます。

歳入総額31億9,844万円に対しまして歳出総額31億5,890万6,000円、歳入歳出差引額3,953万4,000円でございます。

翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越明許費分で3,953万4,000円となりましたので、実質収支額はゼロ円でございます。

したがって、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額もゼロ円でございます。

以上で説明を終わります。

引き続き、けさほどお渡しいたしました八幡字一本柳地区工場団地造成付近下水道計画（雨水）概算事業費について御説明申し上げます。資料の御説明を申し上げます。

まず、図面中央、緑の線に囲まれた部分が工場団地造成の範囲で、面積が約15.7ヘクタールでございます。水色に着色された部分が本市の雨水整備計画上、仙台第2排水区と称しているもので、主に仙台育英学園西側を排水区域としているものであります。

今回の造成範囲内での排水面積は約1.4ヘクタールであり、排水幹線は高橋雨水幹線、赤色の線で、計画断面が5,000掛ける1,800で約530メートルが未整備となっております。国道を横断した下流側については整備済みでございます。黒く塗られた着色については整備済みでございます。

黄色に着色された部分、仙台第3排水区、緑色の線で囲まれた排水面積は約14.3ヘクタールとなっております。

排水幹線は、図上の右側の赤線で、六貫田雨水幹線、計画断面が2,500掛ける1,100から2,600掛ける1,700、仙石線横断を含み幹線並びに枝線を含め約450メートルが未整備となっております。下流側については整備済みでございます。

高橋雨水幹線、六貫田雨水幹線とも排水先は、仙台市中野雨水ポンプ場であります。

下の表をごらんください。概算事業費でございます。

高橋雨水幹線全長 530 メートル、事業費 13 億 9,000 万円、財源内訳、国庫補助金 6 億 9,500 万円、起債が 6 億 9,500 万円。

六貫田雨水幹線延長 450 メートル、事業費が 7 億 7,000 万円、財源内訳としまして国庫補助金が 3 億 8,500 万円、起債が 3 億 8,500 万円。

雨水幹線の事業費といたしまして 21 億 6,000 万円、財源内訳が国庫補助金 10 億 8,000 万円、起債が 10 億 8,000 万円となっております。

次に、ポンプ施設でございます。

中野ポンプ場につきましては、計画ポンプ台数 5 台中、3 台は整備済みでございますので、2 基分の増設分の事業費を載せてございます。ポンプ施設の事業費が 3 億 5,000 万円、財源内訳といたしまして、起債が 3 億 5,000 万円、雨水幹線施設、ポンプ施設合計事業費が 25 億 1,000 万円、財源内訳が国庫補助金が 10 億 8,000 万円、起債が 14 億 3,000 万円でございます。

この事業費につきましては工法、仮設通路、作業ヤード、用地買収補償等が未定であり、過去の同様の事業費を参考に積算しているため、概算中の概算であるということをご了解願いたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○相澤委員

資料 7 の 179 ページについてお尋ねいたします。

仙塩流域下水道維持管理負担金というのがございますが、これは大代の外れにある施設のことを言っているのでしょうか。

○櫻井下水道課長

そのとおりでございます。

○相澤委員

私もあそこ 1 回見に行ったことあるのですが、かなり老朽化しているように思われましたけれど、あと何年ぐらいもつもののでしょうかね、あれ。

○櫻井下水道課長

県の施設でございますが、あと何年もつかということはちょっと、済みません、あれなんですけれども、処理施設的には 22 万ぐらいの計画処理水量を持ってございますので、今現在、半分ぐらいというようなことで、施設的には古いんですけれども、処理施設的にはまだまだ延ばしていかないと、そういったことで、施設の延命化、耐震化、そういったことを県の方では考えてやっているようでございます。

○相澤委員

その延命化、耐震化というのもその負担金の中に入っているんですか、それとも建てかえるときにはまた多賀城市からお金を出さなきゃいけないんですか。

○櫻井下水道課長

資料7の182ページ、仙塩流域下水道建設に係る、これ建設負担金でございますけれども、そういった負担金の中で耐震化と延命化とか、そういった内容等をやっているというような内容でございます。

○相澤委員

ということは、古くなって建てかえなきゃいけないときには、新たに大きな負担はないと考えていいんですか。それとも、それはそれでまたあると考えるんですか。

○櫻井下水道課長

今現在、そういった新たに大きな費用がかかるというようなことは聞いてございません。

○佐藤委員

大変課長ね、正直な数字を出していただけてすごいなと思ったんですが、179ページの、7番のページなんですけれども、そういう中でちょっと無届け54件と未賦課49件が、水洗トイレに要する経費のところですが、555件の中にそういうものが入ってたというんですが、済みません。無届けで使ってたのと、未賦課だったのというのはどういうふうに違うんでしょうか。

○櫻井下水道課長

平成19年の12月に、実は大代の方で排水設備の無届けというものが発覚いたしました。16年度には、未賦課ということもございました。未賦課と無届けというのは、無届けというのは、もううちの方では排水設備の申請も何も出されていない。全くわからないうちにされてしまっているというものでございます。未賦課というものにつきましては、排水設備の申請等については出されているんですけれども、事務手続の関係で料金を発生させていなかったとか、そういった問題でございました。たまたまこの無届けの件数が、無届けがございましたので、改めて実際どのような状態になっているかも一度、いわゆる水道の使用料金が発生されている中で下水道使用料が転嫁されていない件数、そういった件数が何件あるか洗い出しました。その件数が2,500件ぐらいございます。そういったうち、浄化槽で使ったり、くみ取り業者の方でお願いしていたり、そういったものもございまして、それらの事業所の方に電話をかけて、今現在、営業をされているかどうか、浄化槽につきましては保守点検がされているかどうか、そういったことを洗い出しまして、あとまた、公園の散水栓とか、そういったものについてはメーターはついてますけれども、下水道の使用料については転嫁させてませんので、そういったこともすべて洗い出しまして555件が水道の使用料が転嫁されているけれども、下水道の使用料がかけていないという件数がわかりましたので、それらのデータといいますか、それらのうちについて本当に排水設備申請が出されていないのか、あとデータ上にもしかして職員の関係で、実はこういったこともありました。たまたま家を改造する際に、それまでは下水道と水道料金がかかってたわけなんですけれども、工事するために一たん上水道のやつは工事中止ということで出します。その際、工事ですので下水道の使用料はかからなくなります。今度工事が終わって水道が新たに出てきますと、下水道も当然使われていくんですけれども、その辺の関係で水道の料金はかかってしまったんですけども、下水道の使用料

金は発生させることをしなかったとか、そういったことがございました。この関係につきましては、上水道の方とうちの方で調べた内容、こういった事例的な問題、そういったものを再三再四打ち合わせて、させていただきまして、未然防止というようなことで対応マニュアルなり、そういったものを作成しているというような状況でございます。よろしいでしょうか。

○佐藤委員

そうすると、一応何ていうか、網羅されているというふうに理解していいんでしょうか。

○櫻井下水道課長

前のもということですか、それとも未賦課のこと。（「すべて」の声あり）すべて。一応網羅されているということでございます。

○佐藤委員

16年に大きく出たときに精査しますって言ったんだけど、その後、ちょっとぼろぼろと出てくるものだから、きちんと余りにしたくないという気持ちもわかるけれども、しかし、きちんと報告しながら改善していくという態度は必要だというふうに思うんです。そここのところをやっぱり努力をしていくという以外にないんだと思うんですけれども、システムをきちんと作りながら、そういうことのないようにこれからも対応していったきたいと思います。

16年のいっぱい出たときには、5年ですかね、足かけ5年、来年あたりで5年になるのかな。まだ未収が758万円ですかね。そうすると半分以上残っているということになりますけれども、これはそろそろ時効にもかかってくると思うんですが、残り44件の拒否をされている方々には、どういうふうに対応していきましょうか。

○櫻井下水道課長

収入の、まだあの当時から比較して、収入未済額の方については465万1,000円ありますけれども、この方々につきましては分納というような形でもお願いしてございます。いわゆるうちの方の仕事上の怠慢とか、そういったことで支払い拒否をなされていた方、これらの方につきましてはあんまりしつこく行きますと物すごく興奮なさっておしかりを受けるということもございますので、そろそろ忘れたころかなといったようなときにもう一度、おしかりを覚悟の上で電話をさせていただきまして、とにかく何とか分割納入、いわゆる1,000円でも納めていただけないかと、そういうようなお願いをして、今回20年度中からですかね、やっぱり4件の方にそういった御理解をいただきまして、支払い拒否の方が少なくなっていると。今後ともお願い、ひたすらお願いというような形でしかやっていくことができないのかなというふうには思っております。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

○藤原委員

いただいた資料なんですけれども、一般財源のいわゆる裏負担って呼んでますが、これがゼロだというのは私驚きなんですけれども、これいつからゼロになったんですか。

それから、ポンプの3億5,000万円はこれは多分仙台市に払うお金だということになると思うんですが、国庫補助金はつかないのに起債がつくというのは、制度としてどういう仕組みになっているのかということをお答えください。

それから、もう一つ、図面上で仙台第2排水区の仙石線の北の部分、田んぼの南端のあたりですけれども、あそこ行ってみると、高橋雨水幹線の方がかなり高くて、どう見ても田んぼの方から水が流れそうに見えないんだね。そうすると、もう一本、仙石線の下をもう一本抜いて八幡側に持ってきてから拾うということになるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の関係はどうなっているのか御説明をお願いします。

○櫻井下水道課長

まず、第1点の一般財源の関係ですけれども、これにつきましては、いわゆる建設当初年度ということで記載させていただきました。

済みません。ちょっと質問確認させていただいてよろしいでしょうか。一般財源がゼロになったというのはいつからかというふうな内容でしたか、制度がいつからかと。

平成17年度より補助の裏の95%が起債、5%が受益者負担金というふうになってございます。17年からでございます。

あと、それからもう一点、ポンプの関係でございますけれども、ここで多賀城市の分ということで3.5億円記載させていただきますけれども、ポンプ建設費用の負担につきましては補助がいわゆる仙台市でこれ建設するものですから、うちの方で建設負担金というような形で出します。そうしますと、補助金があって、補助裏の分が仙台市と多賀城市で建設負担金という形で払うわけですけれども、その負担金が58.5%というふうになってますので、その分の金額を提示させていただいてございます。

あと、もう一点、高橋雨水幹線なんですけれども、あそこは国道を横断しまして、タイヤさんあるの御存じでしょうか。あそこの駐車場の中に段差があるんです、実は1メートル50ぐらいの。そういうことになっているので、そういうふうに見えたのかなというふうに思っております。駐車場の中でちょっと外からは見えない、外というか、見えないようになっています。

○藤原委員

済みません。もう一回ね。一つは、受益者95%起債で残りが受益者負担って言ったけれども、その受益者負担って何なのかよくわからないですね。ちょっとそれをお願いします。

それから、私さっき聞いたのは、高橋雨水幹線、ここの部分は仙台市と多賀城の間にずっと水路があるわけね。そこの北側の田んぼは現在の高橋雨水幹線の方を天端って言うのかな、一番てっぺんから見ると1.5メートルぐらい田んぼの方がずっと低くなってるんですよ。だから、だけれども、第2排水区になっているのでこの管で拾うということになるんですけども、実際は無理なんじゃないかと。だから、高橋雨水幹線のほかにもう一本、仙石線を横断させるとかっていうようなことがあるのかどうかというのを聞いたんです。まず、その点をお願いします。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

それじゃ、私の方から高橋雨水幹線の高さ関係については、実は一般質問等でお出されておりますけれども、実はこれ河床と1メートルから1メートル20下がる計画でございます。したがって、高橋のファミリーマートの隣のボックスごらんになっていただければ、もう

あそこは水位の高さで2メートル50ぐらいの常に水位の高さになってございまして、あの計画が河床の高さになります。

それから、もう一点は、仙石線を横断しまして、ちょうど三陸自動車道の先ですね、国道を横断した部分までは、計画断面でできておりますので、その部分の河床は大分低うございます。したがって、その間の部分が高いものですから、高橋の、先ほどお話ししましたファミリーマートのところをちょっとごらんいただければわかるんですけども、あそこ、高橋側は低いんですけども、あそこもサイフォンで一部高くなって、あの部分でも水位が上がっているという状態でございます。

先ほど課長の方から受益者負担金5%というのは、汚水、雨水ひっくるめて下水道事業ということで5%の受益者負担という話したんですけども、雨水については受益者負担金ございませんので、事業費の2分の1、50%が補助率になります。

それから、起債についての残り50%については平成17年度からの改正によって起債充当率が残りの50%ということでございます。

○藤原委員

そうすると、副市長の答弁どおり、とりあえずの一般財源の負担はないと。起債の、何年繰り延べかわからないけれども、起債の償還が何年後かに始まるという関係になっているということですね。負担の関係はよくわかりました。

それから、一般会計から下水道への繰出金の関係ですが、No.8の23ページ、これいつも聞いているんですけども、繰出金の最高が平成16年度の20億1,200万円で、平成20年度が12億3,100万円ということですね。7億8,000万円減ってます。これは私は一般会計の立場からすると、これで相当救われているというふうに思うんですけども、財政担当かな、副市長かな、お答えをいただきたい。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

資料8の23ページの下水道への繰出金の推移で、確かに20年度に、20年度というか、16年度に比べますと、だんだん下水道への繰出金が減っております。これは、その年度ごとの一般会計からの特別会計の負担金への減ということで、財政の運営上は確かに救われているという感じがしますが、これは下水道側でも経常経費の節減合理化なり、あとはその資本費の活用を図ったりというふうなことで、資本費平準化債の活用を図ったりということで、相当な努力をした結果というふうにとらえております。

○藤原委員

それから、53ページ、大変いい資料をいつも掲載していただきましてありがとうございます。中ほどに決算の数字が載ってます。それで、その汚水事業の元利償還金の右端のところに一般会計の充当分が書いてあります。1億3,258万1,000円というふうになっています。これはあれですね、一般会計の繰入金かもしゼロになることがあったら、下水道料金の引き下げが課題になってくるというふうに見ていいのかということなんですけども、なかなか今から減らすのは大変だとは思うだけどもね。というのは下水道事業、資本費平準化債を使って下水道事業債の特別措置分を使って仙塩流域下水道の維持管理負担金の返還金を充当してこのぐらいの数字なので、一般会計の繰り入れがこれ以上減るといってはなかなか大変かなとも思うだけども、数字上は一般会計の繰入金がゼロ以下になったら、これは下水道料金の引き下げ問題が浮上してくるというふうに私思うんですけども、それはいかがですか。

○櫻井下水道課長

一般会計繰入金が今回下がった要因でございますけれども、今回につきましては特別、臨時的収入が仙塩流域下水道からの維持管理返還金、そういったもの、あと消費税、そういったことが減免されたというようなことがございました。こういったことが料金を充当する大きな要因、あと一般会計の資本金につきましては、先ほど言ったような特別措置債等が雨水から污水に変わったとか、そういったことがありましたけれども、今後この財源繰り入れの中のことし 6,941 万 4,000 円、仙塩流域維持管理返還金、こういったものが入ってございますけれども、これにつきましては、20 年度中分が 21 年度には入ってきませんけれども、以降については返還金の取り扱いにつきましては、現在料金 33 円で行っていると。それを料金を値上げしないように原資とすると、というようなことで 21 年度からの分については、20 年度までの分については入ってきませんけれども、21 年度からは返還金はなくなるというふうなことがあります。あと、消費税につきましても、2 年間の特例措置が今回ありました。いわゆる企業会計から特別会計、特別会計の中で前々年度の基準年度の基準年度がない場合は消費税は減免されるというようなことがありましたけれども、次年度からにつきましてはそういったことがございません。当然消費税というものが発生してございます。あと、今後のことを考えた場合に雨水事業の公債費が若干今後ふえていくのかなと。あと施設の老朽化もふえていくのかなと。そういったことを精査してみないと、一般会計繰入金というものがどういうふうになっていくかわかりませんが、若干ずつふえていくのかな、もしかしてと。ことしは特別だったのかなというふうなことでも感じてございます。以上です。

○藤原委員

いずれにしても、20 億円出してるやつが 12 億台まで下がったわけだからね、よかったなと思ってます。

それから、最後に市長にお答えいただきたいんですけども、仙台市では住民税の非課税世帯に対して水道と下水道の基本料金の減免をするんだと、従量料金でなくてね。仙台市の世帯数は約 45 万世帯、そのうち減免を受けている世帯が約 1 万件で 2.2%に当たると。その 1 万世帯が水道と下水道それぞれ 1 億円の減免を受けているので、大体 1 世帯当たり水道、下水道合わせて 2 万円の減免を受けているということのようです。多賀城にそれを当てはめて計算してみると、多賀城は 2 万 4,000 世帯、もっとふえたかもしれませんが、なので、割合で計算すると五百数十世帯になると。金額から計算すると、水道、下水道合わせて多賀城の負担は 880 万円ぐらいじゃないかと。その住民税の非課税世帯というのは、生活保護世帯よりももっと低い段階なんですよね。だから、仙台にできることが何でできないんだと。基本料金の減免。従量料金は仙台でもとっているんです。基本料金の減免はできないのかということのを再三取り上げてきたんですが、やっぱりだめなんですかね。これまではだめだと、できないという答弁してたんなんですけれども、市長、いかがですか。

○鈴木副市長

今の質問の前に污水事業の方で一般財源の一般会計からの繰入金が、まだ 1 億 3,000 万円ほどあるというのは、各年度の特殊事情がございましてけれども、いわゆる污水事業の部分だけを見れば、まだその後もまだ赤字経営だということが一面言えるわけでございます。ですから、多賀城はまだ污水事業が黒字状態まで行ってないということが一つあります。それから、仙台市でやっているというのは、仙台は下水道事業が歴史が長いものですから、もう既に減価償却が進んでいて経営的に軽くなっているという背景が一つございまして。そういったことも踏まえながら、よく考えていかなければならないと思いますので、今すぐ

にそれをやる、やらないという返事は、なかなか申し上げられないと、そういうことでございますので、御理解いただきたいと思います。

○藤原委員

減免した場合に、下水道会計で、あるいは水道で負担してるんじゃないんだよ。仙台は、その分は政策的な経費なので低所得者に対する政策的な経費なので、一般会計で減免した分は補助しているんです、その分は。だから、これは会計のあり方の問題ではなくて、その一般会計サイドの市長サイドの低所得者に対する手当ての問題として考えるべき問題だと。仙台はそういう対応しているんだということなので、減価償却を昔からやってるからとか、そういうものではないんだということはぜひ理解をしていただきたいと思いますと思うんだけど、現時点では、まだやるというところまでは行ってないけれども、ちょっと考えてみようかなというような答弁だったね。そのぐらいにしておきますから。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。再開は4時10分といたします。

午後4時02分 休憩

午後4時10分 開議

○伏谷委員長

再開いたします。

- 後期高齢者医療特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○伏谷委員長

次に、平成20年度多賀城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。

○大森国保年金課長

それでは、多賀城市後期高齢者医療特別会計決算について御説明申し上げます。

資料8の54ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計決算資料に基づいて御説明いたします。

1の被保険者数でございますけれども、年度平均の合計で4,783人、年度末では4,899人でございます。

次に、2の後期高齢者医療広域連合納付金の内訳でございますけれども、徴収保険料分としまして3億2,424万3,100円、保険基盤安定金分としまして4,931万1,118円、合計で3億7,355万4,218円を広域連合の方に納付してございます。

次に、3の保険料の収納状況ですけれども、特別徴収が1億9,949万6,800円、普通徴収が1億2,742万4,800円で、合計が3億2,692万1,600円となっております。収納率は合計で98.96%となっております。

保険料、米印のところですが、保険料3億2,692万1,600円と後期高齢者医療広域連合納付金の徴収保険料の3億2,424万3,100円との差額、これが267万8,500円になりますけれども、こちらにつきましては出納整理期間中の収納ということで、平成21年度の歳出として広域連合の方に納付することになるものでございます。

次に、資料5の68ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費でございますけれども、110万132円の不用額でございますけれども、その主なものは、需用費で印刷製本費、役務費で通信運搬費などの執行残でございます。

2項1目徴収費につきましては、不用額4万6,521円でございますが、各節の執行残でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、不用額384万7,782円でございますが、19節負担金、補助及び交付金の執行残でございます。

3款予備費については執行残でございます。

前のページになりますけれども、66ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料で、1節現年度分で予算現額3億2,809万円に対して収入済額3億2,692万1,600円でございます。

次に、2款1項1目督促手数料ですけれども、予算現額1,000円に対し収入済額11万4,000円でございます。

次に、3款1項1目一般会計事務費繰入金で、予算現額1,259万4,000円に対し収入済額が995万8,888円でございます。

2目保険基盤安定繰入金ですけれども、予算現額4,931万2,000円に対し収入済額4,931万1,118円でございます。

次に、4款1項1目延滞金、2目預金利子につきましては収入がございませんでした。

次に、3項1目雑入につきましては、予算現額1,000円に対し収入済額20万7,991円となっております。この内容ですけれども、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例事業に対する補助金ということで、広域連合の方から交付されたものでございますけれども、制度内容の周知方法、これは口座振替制度とか、あるいは保険料の軽減制度についての周知広報のための郵送料等に係る補助金でございます。

次に、5款1項1目国庫補助金ですけれども、予算現額453万6,000円に対し収入済額ゼロ円でございますけれども、これはシステム改修に係るもので平成21年度に繰り越したものでございます。

次に、70ページをお願いいたします。

実質収支に関する調ですけれども、歳入総額 3 億 8,651 万 4,000 円、歳出総額 3 億 8,392 万円、歳入歳出差し引き 259 万 4,000 円で、実質収支額も同額でございます。

なお、主要な施策の成果の方でございますけれども、先ほどの資料で主な説明を申し上げましたので、省略させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○佐藤委員

制度が終わりそうだというので、何も言及しないのも悪いかなと思って一言。

この制度が発足したときには、75 歳で医療に差別をつけるということで私たちも大反対してきました。しかし、国会の中では私たちの反対だけで通ってしまったということがありまして、その後、世論、国民の声が余りにひどいという声が四方八方から届けられて、今政権党である民主党さん、あるいは連立を組んでいる政党の方々を動かして、そして、じゃやめようと、後期高齢者医療制度はやめようということになったようでございます。大変 75 歳以上の方々にとっては朗報だというふうに思います。一日も早い廃止を望んでいるんですけれども、国会から地方議会で推し進めてきた議員の皆さんとか、執行部の市長初め皆さん方の思いもあるかと思っておりますけれども、感想をお聞かせください。どなたでも、副市長でも市長でも結構です。

○鈴木副市長

感想ということでございますけれども、今のところ、ちょっとまだ感想までは浮かんできておりませんので、これからの推移をよく見守らせていただきたいと思います。

○伏谷委員長

ほかにございませんか。

○根本委員

この後期高齢者医療が発足するときに、保険料の問題でさまざま当時の担当課長さんからお話ございました。今の現政権が誕生して、これを廃止するという、そういう政策的にお話ししているようですが、多賀城市の後期高齢者の皆さんが例えば、どのようになるかわかりませんが、今の後期高齢者の保険料、納めている保険料と以前の老人会計に戻った場合、保険料はどのような推移になるのか、何%の方が上がるようになるのか、それはわかりますか。

○大森国保年金課長

その保険料の関係ですけれども、国保に入っておられた方が後期の方に制度改正で異動した方については、おおむね 7 割ぐらいの方が保険料が下がっているという状況でございます。それで、今後どのような形になるのか、ちょっとわかりませんが、上がっていくのか、下がっていくのか、その辺はちょっと今後の国の方の制度の状況によってということになるかと思っております。

○根本委員

もとのとおり戻れば、約7割の人が上がるということになるし、65歳以上の障害者の方々、これは選択制でしたね。だけれども、そういった方々も後期高齢者の方が安いということで異動した方もおりますし、そういう意味では新政権にぜひとも今の現保険料より上がるような、そういう医療制度にはぜひしてもらいたくないと、こういう意見を申し上げて、質問を終わります。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

これをもって一般会計及び各特別会計決算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第68号 平成20年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○伏谷委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

● 議案第69号 平成20年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○伏谷委員長

次に、議案第69号 平成20年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

それでは、収入支出一括説明を求めます。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

それでは、水道事業会計について御説明申し上げます。資料は3と5と8となりますので御用意願います。

初めに、8の55ページをお開き願いたいと思います。

平成20年度多賀城市水道事業会計決算関係資料に基づきまして御説明申し上げます。

初めに、業務比較表でございます。

これは消費税抜きで表記してございます。

給水人口につきましては、平成 20 年度末で 5 万 6,568 人、前年度より 299 人の増と。給水戸数は 2 万 2,036 戸、275 戸の増。普及率で 99.99%となっておりまして、未給水戸数は 1 世帯 7 人となっております。

次に、年間総配水量 614 万 3,167 立方メートル、対前年度比で 2.82%、17 万 8,092 立方メートルの減少となっております。1 日平均配水量 1 万 6,831 立方メートルで 440 立方メートルの減少。1 日最大配水量 1 万 9,348 立方メートルで 579 立方メートルの減少でございます。年間有収水量につきましては 578 万 679 立方メートルで、対前年度比で 2.19%、12 万 9,714 立方メートルの減少となっております。有収水量率でございますが、94.1%で、0.6 ポイントの回復しております。職員人数は 26 名で、前年度と同数でございます。

次に、給水単価 300 円 92 銭で、78 銭の減。給水原価 300 円 55 銭で、9 円 94 銭の減でございます。

次に、仙南仙塩広域水道受水費と仙台分水受水費の単価でございますが、広域水道受水費は昨年と比較して 1 円 21 銭の増加。また、仙台分水は 1 円 65 銭の増加となっております。これは受水量の減少に伴いまして単価が割高になったことによるものでございます。

次に、下の費用構成及び給水原価調べについて御説明申し上げます。

これにつきましても税抜きで表記してございます。

平成 20 年度の費用合計は 17 億 3,736 万 7,295 円で、前年度と比較しますと 9,775 万 4,048 円の減額となっております。減額の主なものは、修繕費で 9,249 万 3,695 円の減少で、前年度において市川配水池の耐震修繕など施設の修繕によるものでございます。ほかに受水費では受水量の減少によりまして 509 万 1,210 円、支払利息では公的資金保証金免除繰上償還制度の活用や企業債支払利息の減少によりまして 1,734 万 2,060 円の減額となっております。

一方、人件費では人事異動に伴いまして約 633 万円の増、その他物件費では配水管の除却による固定資産除却費の増により約 747 万円の増額となっております。

次に、56 ページになりますが、平成 20 年度多賀城市水道事業会計決算一覧表でございます。

まず、収益的収支ですが、収入 19 億 441 万 1,406 円、支出 17 億 3,792 万 6,158 円で、差し引き 1 億 6,648 万 5,248 円の当年度純利益を計上することができました。これに備考欄に記載してのとおり、前年度からの繰越利益剰余金 1 億 5,557 万 6,299 円を合わせまして 3 億 2,206 万 1,547 円の当年度未処分利益剰余金となりました。

その下の資本的収支ですが、収入 10 億 6,630 万 4,609 円、支出 14 億 9,568 万 5,198 円で、差し引き 4 億 2,938 万 589 円の不足となっております。

なお、資本的収入のうち水資源開発負担金 1,265 万 8,727 円につきましては、別途積み立てしますので、実質の不足額 4 億 4,203 万 9,316 円となり、これを補てんする財源といたしまして、備考欄の記載のとおり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,354 万 5,529 円、当年度損益勘定留保資金 2 億 9,773 万 3,659 円、建設改良積立金 1 億 3,076 万 128 円で補てんしております。

次に、その下の表に水量及び給水収益の当初予算と決算の比較を記載しております。

総配水量であります。予算に比較しまして決算では 19 万 5,058 立方メートルの減少となっております。

また、水道収入のもととなります有収水量は、決算で 14 万 1,758 立方メートルの大幅の減少となりました。

同様に、給水収益では 4,908 万 2,604 円の減額となりました。

平成 20 年度におきます水道事業の管理強化事業としましては、安定給水の確保のため、配水ブロック化計画の策定、災害対策のための危機管理対策マニュアルの策定や加圧式給水車の購入、また、水質監視装置設置工事や配水管耐震化の促進など、さらなる安全・安定給水の確保を図っております。

次に、57 ページをお開き願います。

平成 20 年度比較損益計算書でございます。最終予算額と決算額とを各科目ごとに比較しております。太枠で囲まれた部分が決算額でございますが、右方の貸方の一番下に記載しております合計額が、先ほど申し上げました収益的収入 19 億 441 万 1,406 円。次に、左方の貸方の決算額の下から 3 番目の小計の欄が、収益的支出 17 億 3,792 万 6,158 円。その下が当年度生じた純利益 1 億 6,648 万 5,248 円となっております。

次に、資料 5 の 71 ページをお願いします。

平成 20 年度多賀城市水道事業報告書でございます。

総括事項が記載されておりますが、(イ)の給水状況につきましては、先ほど業務比較表で説明したとおりでございます。

次に、(ロ)の建設改良事業につきましては総額で 2 億 9,714 万 1,000 円を支出しております。配水管整備事業につきましては配水管布設工事で 18 件、配水管改良事業では施設改良で 17 件、ほかに給水車 1 台を購入しております。

(ハ)の財政状況につきましては、先ほど決算一覧表で御説明申し上げたので省略させていただきます。

次に、消費税でございますが、総収入における仮受消費税及び地方消費税 9,170 万 5,000 円に対し総支出における仮払消費税及び地方消費税 6,491 万 4,000 円で、これを差し引いた 2,679 万 1,000 円を納付しております。

次に、72 ページをお願いします。

今年度は給水収益が前年度に比較しまして 4,368 万 2,000 円、2.45%の大幅な減収となりました。さらに、加入金などの減収により、営業収益全体では対前年度比 4.15%の減収となりました。

また、営業外収益につきましては、定期預金による効率的な資金運用を行ったことによる受取利息 141 万 8,000 円や、高料金対策補助金の収入 7,742 万 5,000 円に伴い 1,394 万 5,000 円、19.4%増となりましたが、事業収益全体では 3.33%の減収となりました。

一方、事業費用では、営業費用や公的資金補償金免除繰上償還制度を活用した企業債利息の減額により、対前年度比 7.07%の減額となり、1 億 6,648 万 5,248 円の純利益を計上することができました。

しかしながら、水需要が急激的に落ち込んでいる中、設備の更新や災害発生時にも安定的な給水を行うため、施設水準の向上など新たな資本投資が求められているところであります。

今後も、安全な水を安定的に供給するため、なお一層の経営の合理化、効率化を図り健全経営の維持と給水サービスの向上に努める所存であります。

以上が平成 20 年度の水道事業の概要でございます。

次に、81 ページをお開き願います。

収益費用明細書につきましては、管理課長の方から説明させます。

○小幡管理課長

それでは、水道事業収益について御説明を申し上げます。

これは消費税抜きで表記しております。

水道事業収益の合計は 19 億 441 万 1,406 円となっております。

初めに、営業収益の水道料金で 17 億 3,949 万 3,370 円、これは年間有収水量 578 万 679 トン、供給単価 300 円 92 銭でございます。

次に、加入金 3,431 万 5,000 円は新設 276 件、増設 37 件、合計 313 件分でございます。

手数料 284 万 9,700 円は設計審査・工事審査手数料等 692 件分でございます。

次に、下水道負担金 3,994 万 2,808 円は、下水道料金等の徴収に伴う負担金 22 万 9,249 件分でございます。

雑収益は督促手数料でございます。

次に、営業外収益でございますが、受取利息及び配当金で資金運用に伴います利息 141 万 7,877 円でございます。

次に、一般会計補助金 7,742 万 5,000 円は、高料金対策に伴う一般会計からの補助金でございます。

次の、特別会計負担金 568 万 3,631 円は、下水道会計で負担する庁舎の共通経費負担金でございます。

雑収益 118 万 7,179 円は、メーターの売却等の収入でございます。

特別利益でございますが、過年度損益修正益の 3 万 160 円は、過年度分の水道料金でございます。

以上で、収益の説明を終わります。費用につきましては工務課長から御説明申し上げます。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

82 ページをお願いします。

費用について御説明申し上げます。

水道事業費用合計で 17 億 3,792 万 6,158 円、営業費用で 15 億 4,712 万 2,953 円でございます。

初めに、原水及び浄水費では 9 億 1,652 万 7,019 円となっております。

給料、手当、法定福利費は職員 2 名分の人件費でございます。

主な費用について御説明申し上げます。委託料 6,782 万 5,387 円は、末の松山浄水場運転管理業務に 5,880 万円、水質検査業務で 486 万円のほか、各施設での業務委託 11 件分に要した費用となっております。

修繕費 1,230 万 4,132 円は、岡田水源 3 号井導水管点検口の修繕のほか、施設維持管理での修理 3 件、また、末の松山浄水場の 1 号ろ過器修繕など、各機械設備に係る修繕 12 件分に要した費用となっております。

動力費 988 万 401 円は、岡田水源の浄水処理及び天の山配水池への送水に要した電力料金となっております。

負担金 1 億 5,657 万 3,200 円は、仙台分水に係る釜房ダム設備負担金でございます。

受水費 6 億 5,148 万 1,204 円は、仙台分水で 179 万 3,000 トン及び広域水道から 426 万トン、合わせまして 605 万 3,000 トンからの受水費となります。

次に、配水費といたしまして 1 億 1,639 万 1,613 円でございます。

給料、手当、法定福利費は職員 9 名分の人件費でございます。

83 ページの委託料でございますが、1,836 万 3,821 円は森郷系の漏水調査業務に 515 万円、また、危機管理マニュアル策定業務で 504 万円のほか、各施設に要した業務委託 9 件からなる費用でございます。

賃借料 185 万 484 円は、積算システムの借上げのほか、公用車 2 台、パソコン 1 台の借上料となっております。

修繕費 1,362 万 4,218 円は、森郷配水池屋根修繕に 808 万円、公道内での修繕 20 件に要した費用 522 万円、その他施設維持管理に要した修繕 4 件からなる費用でございます。

路面復旧費 214 万 2,733 円は、公道内漏水修繕に係る舗装復旧 20 件分に要した工事費でございます。

次に、給水費で 2,168 万 6,986 円でございます。委託料 1,422 万 9,370 円は有効期限切れとなりました量水器 2,993 個の交換業務と夜間受付業務に要した費用でございます。

材料費 716 万 3,180 円は、量水器 2,767 個の購入代でございます。

受託工事費で 18 万 7,460 円となっております。

○小幡管理課長

それでは、続きまして、業務費ですが 9,582 万 2,579 円でございます。

主なものについて御説明申し上げます。

給料から法定福利費までは職員 7 名分の人件費でございます。

次ページをお開き願います。

委託料 572 万 9,712 円は、転入転出に伴う開閉栓業務委託と滞納整理システム機能追加業務の委託料でございます。手数料 1,796 万 4,081 円は、メーター検針手数料と水道料金振替手数料でございます。

賃借料 556 万 5,840 円の主なものは、検針用ハンディターミナルの借上料とマッピングシステム等の機器借上料でございます。

次に、総係費の 9,469 万 2,495 円でございますが、給料から法定福利費までは管理者と職員 6 名分の人件費でございます。

委託料 440 万 2,404 円は、庁舎維持管理等の業務委託費でございます。

賃借料 314 万 480 円は、財務会計システム機器の借上料が主なものでございます。

修繕費 519 万 9,060 円は、水道庁舎の窓の修繕等の費用でございます。

負担金 569 万 1,442 円は、市の電算使用負担金や総務管理負担金等でございます。

次に、減価償却 2 億 5,466 万 5,194 円は、有形固定資産減価償却費でございます。

資産ごとの減価償却費の内訳は、86 ページと 87 ページに記載されております。上の段の表 (1) 有形固定資産明細書中、87 ページに記載されております減価償却累計額当年度増加額の欄を御参照願います。

前の 84 ページにお戻り願います。

資産減耗費 4,714 万 9,607 円は、固定資産除却費で配水管布設がえ等に伴います除却費でございます。

次のページになりますが、営業外費用 1 億 9,043 万 1,802 円は、企業債利息でございます。

済みませんが、88 ページをお開き願いたいと思います。

これは企業債明細書の一覧表でございます。借入先、借入額、償還額、未償還額、借入利率、償還終期、備考欄には借入理由が記載されております。

91 ページをお願いいたします。

91 ページの未償還残高の合計の欄に 47 億 8,003 万 2,375 円と記載されております。これが平成 20 年度末の企業債の残高となっております。

申しわけございません。また 85 ページにお戻り願います。

特別損失の 37 万 1,403 円でございますが、固定資産売却損 17 万 7,858 円は、量水器分でございます。あと、過年度損益修正損 18 万 3,075 円は、減量認定等による還付金でございます。

次に、損益勘定留保資金等について御説明させていただきますので、80 ページをお開き願います。

中段に (3) その他会計経理に関する重要事項がございます。

(イ) の損益勘定留保資金について御説明いたします。

当年度発生額 2 億 9,773 万 3,659 円は、現金支出の伴わない経費で減価償却費等でございます。当年度発生した資金は、すべて資本的支出の不足額の財源に使用いたしております。

次に、(ロ)の消費税及び地方消費税資本的収支調整額でございますが、当年度発生額 1,354 万 5,529 円につきましても、全額資本的支出の補てん財源に使用いたしております。

(ハ)の水資源開発負担金につきましては、年度末現金残高 1 億 3,839 万 3,908 円は現金預金で保管しているものでございます。

次に、資料 3 の 44 ページお開き願います。

剰余金計算書について御説明いたします。

まず、利益譲与金の部でございますが、減債積立金につきましては前年度末残高 3 億円、前年度繰入額 5,000 万円、当年度は使用しておりませんので、年度末残高 3 億 5,000 万円でございます。

次に、建設改良積立金につきましては、前年度末残高 3 億 4,960 万 4,466 円、前年度繰入額 1 億円、当年度処分量 1 億 3,076 万 128 円は、資本的支出の補てん財源として使用しておりますことから、当年度末残高は 3 億 1,884 万 4,338 円となります。

次に、未処分利益剰余金でございますが、前年度未処分利益剰余金 3 億 557 万 6,299 円から、減債積立金と建設改良積立金を合わせまして 1 億 5,000 万円処分しております。繰越利益剰余金の前年度末残高は 1 億 5,557 万 6,299 円となっており、それに本年度の純利益 1 億 6,648 万 5,248 円を加えますと、当年度の未処分利益剰余金は 3 億 2,206 万 1,547 円となっております。

なお、この当年度の利益の処分につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次の、資本剰余金の部の補助金については変動はございませんでした。

45 ページをお開き願います。

受贈財産評価額でございますが、前年度末残高 9 億 4,900 万 8,509 円となっております。当年度発生高 173 万 6,814 円は、配水管の寄附によるものでございます。

一方、当年度処分量 1,848 万 9,939 円は、配水管等の布設がえに伴うものでございます。当年度末残高は 9 億 3,225 万 5,384 円となっております。

次に、工事負担金でございますが、前年度末残高 11 億 6,975 万 8,271 円、当年度発生高 1,165 万 9,261 円、これは資本的収入で受けました工事負担金でございます。当年度処分量 76 万 7,000 円は、配水管を処分したことによるものでございます。当年度末残高は 11 億 8,065 万 532 円でございます。

次に、水資源開発負担金は、前年度末残高 4 億 8,275 万 2,351 円、当年度発生高は 17 件で 1,205 万 5,932 円で、当年度末残高は 4 億 9,480 万 8,283 円となっており、翌年度に繰り越す繰越資本剰余金は 28 億 771 万 4,199 円となっております。

次に、平成 20 年度多賀城市水道剰余金処分計算書(案)について御説明させていただきます。

先ほど 44 ページの利益剰余金の部で御説明いたしましたが、当年度未処分利益剰余金 3 億 2,206 万 1,547 円の処分については、地方公営企業法第 32 条の規定により 5,000 万円を

減債積立金として、また、地方公営企業法施行令第24条第4項の規定により、建設改良のために積み立てるため、1億円を建設改良積立金として積立処分とし、翌年度繰越利益剰余金を1億7,206万1,547円としたいと考えております。

次のページ、46ページをお願いいたします。

平成20年度多賀城市水道事業貸借対照表について御説明申し上げます。

初めに、資産の状況ですが、有形固定資産は配水管の除却等に伴い、前年度より3,184万円減少しまして、資産全体では、一番最後の段になりますけれども、101億7,175万1,454円となっております。

次の47ページをお願いいたします。

資本の部のうち、自己資本金と組入資本金、あと利益剰余金が自己資本でございます。自己資本構成率は51.61%でございます。

最後になりますが、下から4段目の利益剰余金でございますが、残高9億9,090万5,885円は、当年度純利益の増加によって、前年度から4,192万円ほど増加しております。

なお、資料8の58ページから60ページに貸借対照表の内訳がございますので、後ほど御参考にしていただければと思います。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

○伏谷委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

その前に本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○藤原委員

平成20年度末の正味の運転資本は幾らになったのかということですが。

○小幡管理課長

平成20年度末の正味運転資本は、11億3,839万5,993円でございます。

○藤原委員

それから、私、19年度決算と20年度決算が比較できる表がどっかにないかなと思って一生懸命探したんですけども、水道部当局の資料にはなくて、資料6の69ページ、70ページにそれが載っておりました。まずそこを開いていただきたいんですが。

70ページが費用の19年度と20年度決算の比較になってます。それで19年度の利益は、これは税抜き数字が載ってまして、19年度の黒字は9,984万2,000円で、20年度の黒字は、先ほど説明があったように1億6,648万5,000円でした。それで、19年度の水道事業費用合計で18億7,009万8,837円なんですけれども、これ19年度に臨時的な支出が入ってましたね、主な項目が何で金額幾らだったのか、ちょっと説明してほしいんですが。

○板橋水道事業管理者

19年度と20年度を比較して、大きいのが修繕費ですか、9,200万円ほど差があるかと思えますけれども、これは市川配水池への修繕が19年度にありましたので、それは20年度にそういうのなくなったということで大幅に減額になってございます。

あと、大きいのは受水費も500万円ほどかと思えますけれども、当然水需要が少なくなってきたので、そういう減額があったということです。

あと、先ほども説明ありましたが、人件費で630万円ほどふえてますというお話しさせていただきました。

あと、受託工事費で19年度は玉川岩切線の配水布設工事があったために19年度の費用は大きかったんですが、今年度なかったということで少なくなっていると。主なものはそういうところかなと思ってございます。

○藤原委員

実は、71ページに性質別の費用構成が載っているんですね。今、管理者答えたのは修繕費で9,249万3,000円減っていると。これは市川配水池の修繕費だったと。うんと議論したやつです、これはね。だから、19年度だけの臨時的な支出でした。

それから、もう一つ、マッピングシステムがあったと思うんだけど、それはどこに入ってますかね。

○小幡管理課長

その他物件費に入っております。金額は3,400万円でございます。

○藤原委員

19年度決算は18億7,000万円の費用合計だったんだけど、臨時的な支出が市川配水池の修繕費で9,249万3,000円あったと。それ以外にマッピングシステムの臨時的な支出が3,400万円あったと。そうすると、合わせると、幾らになるの。1億1,600万円ぐらいか、それが臨時的な支出で19年度は費用が膨らんだんですよ。だから、9,984万2,000円の利益だったけれども、通常のベースだったら、やっぱり19年度も2億円の黒字になっていたと。そういう臨時的な要素を除けば、そういうふうに私理解してるんですけど、それでよろしいですか。

○小幡管理課長

今、委員がおっしゃられた臨時的経費がなければ、大体2億円ぐらいの利益が出たと思っております。

○藤原委員

これは20年度はどうだったのかというと、さっき言った玉岩線開通に伴う除却損というのがありましたよね、それは70ページでいうと多分資産減耗費の部分でないかと思うんですけど、それはどこにありますか。

○小幡管理課長

資料5の84ページ、一番下の欄、資産減耗費の固定資産除却損4,714万9,607円の中に含まれております。

○藤原委員

今は資料5で説明したけれども、資料6の70ページでいっても全く同じ金額が出てるので、ちょうど平成20年度の真ん中辺に4,714万9,607円が載ってます。だから、これがいわゆる玉岩線開通に伴う特別除却損だっけか、だよ。これも20年度だけの費用計上になりますよね。それでいいですか。

○小幡管理課長

玉川岩切線の除却につきましては、20年度と、あと今年度また残りございますので、今年度も除却をする予定になっております。

○藤原委員

今年度は幾らですか。わからなかったらわからないでいい。

○小幡管理課長

資料持ってきましたので。

○藤原委員

つまり何言いたいかというと、20年度決算の費用合計は17億3,792万6,158円だったんですよ。そのうち、資産減耗費が4,714万9,607円あって、これは玉岩線開通に伴って、まだ残存価格があったものを除却して特別損失として計上したものです。だから、これも臨時的な支出です。それを除くと、20年度の費用合計は17億円切るんです。そうすると、明らかにずうっと見えますと、多賀城市の水道部の費用合計というのは大体そういう臨時的な支出がなければ、17億円ぐらいでずっと推移しているというのがわかるんですよ。そうすると、収入の方ではほぼ19億台をずっと維持してますからね、私は通常のベースだったら2億円の黒字が出るような状況になってるんだというふうに理解してますけれども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○板橋水道事業管理者

20年、21年ごろまではそういう状況になるかと思えますけれども、今、私たちが一番心配しているのは、これは料金改定の説明をしますからということで前にもちょっとお話ししていますけれども、そのとききちっとお話ししますけれども、水需要がまた下がってきてます。20年度と21年度で、8月までですけども、3万1,000トンぐらい下がってきてまして、これに金額に直すと3,100万円ほどもう既に20年度に比べて減額なってます。あと、高料金対策ということでお話し、先ほどもさせていただきましたが、これ延々ともらえるわけじゃなくて、私たちの今試算では23年ごろからもらえなくなるんじゃないかと。要は資本費が下がってきてますので。そういう問題もあります。今、高料金対策で7,700万円ぐらい入ってます。あるいは21年度では8,000万円超すようにいただくように補正で上がってますけれども、それがそういうのが入ってこなくなる。そういうものも含めて今、料金がどうあるべきかということで、いろいろ検討しているということでございます。今おっしゃるとおり、今のままだと2億円ぐらい純利益が上がるのかなというお話でございまして、そういうものも将来的にはあるということもお含みいただければと思っております。

○藤原委員

そうすると、水需要が減ってきていると。高料金が今後の推移が不明確なところがあると。だけれども受水費は3,200万円減ると。その辺の兼ね合いで検討していきますということですね。わかりました。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

○相澤委員

今、水需要が減っているというお話がありましたけれども、大体二、三%ぐらいずつ減っているのかなと今の説明を聞いてますと思うんですが、今後もそのような感じを予測されているのでしょうか。

○小幡管理課長

先ほど管理者のお話、言いましたけれども、8月現在で去年より3万 1,000トンほど減量になっております。ですから、このちょっとこの減量なる数字がちょっとこのまま減量になるか、ここで底を打つのか、ちょっと今の段階では私ども判断ちょっと難しい状況でございます。

○相澤委員

非常に数値をつかむのは難しいと思いますけれども、世の中全体が高齢化になっていって、しかも、省資源の方向に向いていって、例えばトイレなんか水を非常に少なくして済むような改良品が非常に宣伝されてたり、大体家庭で使うのはトイレとお風呂だと思うんですね、大量に使うのは。（「洗濯機」の声あり）洗濯機ですね。さすが女性です。ですから、高齢化になっていって、そういう環境問題なっていくと、もっと加速するんじゃないかなと私は素人目だと思うんですが、その辺の予測みたいなのは特に考えてますかね。

○板橋水道事業管理者

おっしゃるとおりに、家庭用におきましてはそういう節水器具が物すごく普及してきています。あと、これはそんなに影響あるのか、私はあると思っているんですが、ペットボトルで飲料している人が多くなってきているというのも事実だと思います。あと、大きいのが、家事用、営業用、団体用、工業用というようにあるんですが、今回、料金を見直しかけるに当たって、大型需要者1軒1軒歩かせていただきました。そしてすると、今まで多賀城で事業を、加工していたものが海外の方にもうシフトしているという会社もありますし、この不景気で事業を縮小したということもありました。そういうふうにして今まで大口需要者が減ってきているのも事実です。あと、それぞれの企業での努力として工業用水を使おうとする動きも非常に多くなってきているというのも今回実態でわかりました。そういうことを見ますと、これ先ほど3万 1,000ぐらい8月で減っていると言っているんですが、これ底を打って、このままあと同じような推移でいくといたら、いろいろ計算上はうんと楽なんです、これがどう下がっていくかというのが本当に難しいところなんです。その辺の御理解は賜りたいなと思ってございます。

○佐藤委員

大代四丁目の入り口、上がり口のところの道路から水が漏れているということがありまして、水道に連絡して、適切に対処はしていただいたんですけども、今のところ水は表には流れてないんですが、もう大分前から10年以上前からたまに水が2週間ぐらい流れて、あるとき突然とまってしまうという状況がずっと続いてまして、私も見かねて連絡したと。そして調べていただいたんですけども、よくわからないという状況だったんですね。きのうおとこの報道で、泉区で市道が陥没したという報道を見て、私もちょっとびっくりしたんですが、原因はわかりませんが、あらゆる手を尽くして調べたけれども、ちょっと漏れているのが水道水だかどうかも判断ちょっと迷うというようなことで、今のところ

ろその漏れている水は下水の地中の下水管につながって排水してるというようなこと、説明だったと思うんですけども、道路課とも連携をとりながら、きちんと説明をしていかないと危ないなというふうに、ちょっとこの泉の報道を受けて考えたんですが、いかがですか。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

大代四丁目の漏水につきましてですけども、委員さんには漏水調査するときからいろいろ周辺住民に対して、こうやった方がいいよということでアドバイスをいただきましてありがとうございます。

7月9日、時系列でちょっとお話ししますと、その前にちょっと場所、皆さんちょっとわからないと思いますので、場所について御説明申し上げます。

あそこは大代橋ですか、大代橋渡って右折して、生協の前を通りまして、氏家さんの通りを前通って、そこから真っすぐ行くと、上の柏木神社ですか、あそこに行く、あの曲がり角に火力の送水所というのがございます。そこのところから7月の中旬から水が出ているということで、うちの方の職員も行って一応確認しました。地下水なんだか水道水なのかとちょっとわからないので、試薬がありまして、水に試薬を入れますと赤くなると。赤くなるのは塩素と反応して水道水だろうというのが一般的な考えなんですけれども、水を採取して薬を入れたら、時間たつと赤くなるということで、水道水だろうということでいろいろ調査をしました。7月の9日、10日と2日あの周辺を目視しながら歩いたんですけども、よくわからないということで、それ以上、うちの方の担当職員がやっても確認できないということで、たまたま漏水調査を出してますので、そこの業者の方をお願いして、何ていうんですかね、止水栓に器具をつけて、どこが漏水しているかという探知機なんかあるんですけども、それをやって、ある程度のところはここだろうということでやっただんですけども、それが7月24日から30日にかけて、あの曲がり角なんかバックホーで掘りましたけれども、それでも漏水しているところが確認できなかったという経緯がございます。そういうことで、もう一度、大々的に夜間、何か歩いて調査しようということで8月21日にあの地域をもう少し拡大しまして、夜間、管路の上を音を聞きながら漏水してる箇所を探したり、あと、先ほど申し上げましたロガ相関といまして止水栓にそういった器具をつけて音を拾うような器具もやりましたけれども、結果的にどこが漏水してるか確定できなかったような状況でございます。いろいろその周辺の側溝なんか歩くと、雨降った日なんか、あそこに資材置場あるんですけども、高橋工業さんで借りている資材置場あるんですけども、あの辺の側溝見ますと、雨降った翌日はその側溝からもう湧水しているような状態なんですよね。色、それをはかってみると色が出ると。これどこから漏水してるんだろうなということをいろいろ確認はしたんですけども、ただ、「手短に」の声あり) すみません。時間もあれなんで。晴天時になるとその水がとまると。ということで、その辺のずうっと経過を見ていたんですが、結果的に地下水だろうということで、道路課とも協議しまして、一応路面に水が出ないような方策はとりました。道路公園課の維持係長ともお話しして、実はこういうふうにしてるから、あと、何らかの手当てして冬水出ないような形でやりましょうということでは現在おります。なお、やはり我々水道部とすれば、漏水して2次災害というのが一番怖いものですから、常に路面なんかも点検しながら、維持管理に努めているところでございます。

○藤原委員

一つだけね。多賀城の料金設定 100 ミリ口径までしか設定してなかったよね。実際には、自衛隊の駐屯地さんところに 150 ミリ口径で送水していたと。150 ミリで給水してるんだから 150 ミリ設定したらいいんじゃないかって前に言ったことあるんだけど、前の

収入役が、いやそれはとてもできないということで、そのときで話終わったんですよ。で、個々の自衛隊員さんの負担がふえるわけでもないし、司令さんの負担がふえるわけでもないんで、いわゆる 150 ミリ口径にして、150 ミリ料金設定をやって、粛々といただくという、それについては国費できちんと多賀城の方に来るといふうな関係になるので、150 ミリ口径の料金設定はできないのかどうかということなんですが、いかがですか。

○板橋水道事業管理者

今 150 ミリで自衛隊さんは使ってますけれども、100 ミリの設定で管理者が認める場合ということで、今管理者は 100 ミリということで認めてますけれども、その質問あったということは承知しております。今 150 ミリでは、よそと比べてどういう状況にあるのか。多賀城の場合が高いのか安いのか、そういうものも今ちょっとチェックしてますので、その辺もあわせて、11 月になろうかと思えますけれども、きちっと説明するときはその辺もお話をしていきたいと思えます。

○竹谷委員

確認だけさせていただきたいと思えます。

6 の監査の方の報告で重要だなあとということで、一つは、今まで施設の老朽化に対して、それなりの事業を進めてきた。それから、地震対策としてもそれなりに進めてきたはずですが、どのくらいの事業が残っておられるのか。そして、その残ったものに対して、今後どういうふうに進めていこうとしているのか、その辺について確認だけさせていただきます。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

老朽管につきましては、毎年 4 キロぐらいずつ更新やっているところでございます。耐震化率ですけれども、耐震化率って言うんですかね、全体の延長からいきますと、20 年度末で 18%ぐらいになってございます。ただ、これはポリエチレン管という、そういった管も入れての 18%になるんですが、実質ダクタイルだけの現存するダクタイル管で耐震化率を割り返しますと 22%ぐらいになっているということでございます。ただ、これはいずれ耐震管は 39 キロそれしかまだやってませんので、今後、こういったやつは、今現在、配水化ブロック基本計画というのをつくってございます。その中で配水ブロックとあわせて、適正な配水圧をするために管路の整備計画をやると。それに基づいて老朽管、あるいは耐震化を進めていきたいというふうを考えてございます。

○竹谷委員

先ほど藤原委員の質問に対して、今後の水道事業の推移は厳しいような言い方をしておりますけれども、これらをやっていくとなってくると、さっきの水需要の関係からいって、どう対応していくのかということが大きな課題じゃないかと思うんですよ。それで、特に考えなきゃいけないのは、経営コストをどう下げていくかと。そして、安定して安全な水を市民に供給するかというのが大きな使命だと思うんですよ。ですから、そういう意味ではいろいろなものに、これから話題になってくるとも思いますが、きちっとそういうシミュレーションをきちっと出して、オーバーなシミュレーションでなく、適合する実態に合うようなシミュレーションをきちっと出していただきたいんですよ。そうでないと、本当の水道の経営が現状こうあって、将来的にこうなるんだというものが見えてこないと私は見ているんですよ。口頭ではこうだこうだと言うけれどもね。実際にこういう書面で出ないとチェックはできないわけですよ。言った言わないの話にばかりなっちゃうんで。やはりその辺をきちっと今後は決算議会なら決算議会でも結構ですから、きちっと推

し進めていただいて、そういうものを示していただいて、現状こうなっているよということを引きちとやっていかないと、それはまずいんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○板橋水道事業管理者

おっしゃるとおりだと思っております。今後はきちとそういう資料を出しながら、御説明していきたいと思っております。特に今回、料金、これ一般質問で出てるやつなものですから、余り深くこう言えないんですけれども、やっぱり説明会するときには、そういう今おっしゃられたような資料をきちと出しながら、水道はこのように考えているということで皆さんにお話をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○昌浦委員

何か説明を聞いておりますと、危機管理マニュアルを策定されたようなふうなんですけれども、やはり水道、いわゆる地震とか災害あったときにやはり人間にとって一番大事なのは水ではないかと思うんですよ。そういうことからいろんな危機管理マニュアルをおつくりになったと思うんですけれども、いつこさえられたんですか。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

昨年の業務の中で策定しております。その自然災害、これ地震とか、あと風水害、渇水、あるいは事故といいますと破損事故、あとは水質事故、そういった事故対応した形でマニュアルを作成しております。

○昌浦委員

庁舎が離れているわけではないんでしょうけれども、なかなかをもって水道のことって我々も知る機会って余りないんですよ。その中でマニュアルをおつくりになられたんだしたら、やっぱり我々に説明会等々でこういうものができた。こういうのだって抜粋でもお示しいただけるものではないのかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○長田上水道部次長(兼)工務課長

そうですね、決して安い金でつくったわけでもないんで、ちょっとダイジェスト版みたいなやつできるかどうか、ちょっと委託先とあれしまして、できるだけそういう形でやりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○昌浦委員

やはりダイジェスト版までおつくりにならなくても結構ですから、職員の方のコピー等で結構ですよ。こういうのだというような、概括的なものがわかればいいですよ。やはり我々議員は水道で危機感あったときに、こういうふうにやってくれるんだというのを知っておれば、市民の方なんかにも、もし地震があつて断水なんかになったらどうなんだろうねとか、そういうことも伝達して知らしめることができるんですよ。その辺どうなんですかね、管理者さん。お考え、最後にやるというような御答弁あつたんですけれども、やはり我々から指摘されてから、そういう形ではまずいんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○板橋水道事業管理者

危機管理マニュアルつくりまして、これは、申しわけなかったですけれども、反省はしますけれども、自分たちがきちとこのマニュアルに沿って常に対応できるように訓練しておくのが一番大事なのかなと思ってました。確かに今おっしゃられるように、議員さん

も市民からいろいろ地震のとき、水道よく壊れて一番不便感じているのは水だと言われてますから、その辺聞かれたときどう対応、市はこう対応してるということをきちっと伝えるためにも必要だと。おっしゃるとおりだと思いますので、今次長が言ったように、何か抜粋してもよいということでございますので、機会を見て御説明申し上げたいなと思ってございます。よろしくをお願いします。

○伏谷委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 69 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○伏谷委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○伏谷委員長

以上で、本決算特別委員会に付託されました議案第 68 号及び議案第 69 号の平成 20 年度多賀城市各会計決算の審査はすべて終了いたしました。

各会計ともそれぞれ原案のとおり認定されましたので、この結果については、議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

長期間にわたり御協力いただきましてありがとうございました。

午後 5 時 26 分 閉会

決算特別委員会

委員長 伏谷 修一